

令和7年度(2025年度)第3回 豊中市公共施設等有効活用委員会

資料 1

令和7年度(2025年度)9月16日(火) 18:00-19:30 豊中市役所 第二庁舎3階大会議室

次 第

1. 「豊中市南部地域の学校跡地に関する個別活用計画」の改訂について(答申)

・「豊中市南部地域の学校跡地に関する個別活用計画」の改訂(答申)・・・資料2

2. 令和7年度版個別施設計画の策定について(報告)

・令和6年度(2024年度)末時点の延べ床面積の実績・・・資料3

3. 公共施設等総合管理計画の中間見直しについて(諮問)

・公共施設等総合管理計画の中間見直しについて(諮問)・・・資料4

・現状把握・分析をふまえた「見直し」の方向性について(報告)・・・資料5

豊中市南部地域の学校跡地に関する
個別活用計画の改訂について

(答申)

令和7年(2025 年)9 月

豊中市公共施設等有効活用委員会

目 次

I. 答申にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

II. 豊中市南部地域の学校跡地に関する個別活用計画の改訂への意見・・・・・・2

III. 審議経過・審議会委員・・・・・・・・・・・・・・・・3

<参考資料>

○豊中市南部地域の学校跡地に関する個別活用計画

I. 答申にあたって

豊中市では、南部地域における諸課題を解消するため、庄内地域における「魅力ある学校づくり」や庄内コラボセンターの開設など南部地域活性化構想の推進が図られています。

豊中市公共施設等有効活用委員会においては、令和 7 年（2025 年）8 月、豊中市南部地域の学校跡地に関する個別活用計画の改訂について諮問を受け、旧野田小学校跡地の利活用に関して、財産の有効活用を促進するとともに、地域の魅力が向上することを期待し、新たなまちの魅力創出と地域コミュニティの継続に繋がるよう答申しました。

当委員会においては、これまでと同様に、南部地域の特性や多様な資源を活かし、地域コミュニティを担う人材の育成や特色ある学びのフィールドの推進を継続しつつ地域活性化に繋がるよう留意しながら、地域の核となる学校跡地のあり方について審議を行ってまいりました。

豊中市南部地域の学校跡地に関する個別活用計画の改訂にあたっては、当委員会の意見を十分に踏まえて検討していただくことをお願いするものであります。

令和 7 年（2025 年）9 月 日
豊中市公共施設等有効活用委員会
委員長 木多 道宏

Ⅱ. 豊中市南部地域の学校跡地に関する個別活用計画の改訂への意見

南部地域の学校跡地の利活用について、多様な地域資源を活かし、新たな魅力の創出へ繋がるか、まちの活性化に寄与するか、これまで地域の人材に学びを提供し、人材を育て、地域コミュニティに資する内容となっているか等の視点で、【参考資料】旧豊中市立野田小学校跡地活用事業者誘致に関するサウンディング型市場調査（中間結果概要）（以下、「中間結果概要」という）を踏まえ、【参考資料】豊中市南部地域の学校跡地に関する個別活用計画（以下、「個別活用計画」という）について審議し、以下のとおり取りまとめましたので意見として申し述べます。

◆取りまとめた意見について

	意見	該当ページ
1	売却面積が全体の 62%であり敷地の中央部分である。資産価値という面で配置も含めてイメージを固定化せずに公募を検討されたい。	中間結果概要 P. 4
2	敷地内で住宅と非住宅を混在した空間の可能性について検討されたい。 地域の方の思い入れのある土地であり、地域の学びに貢献できるような要素も含めて検討されたい。	中間結果概要 P. 5
3	豊中市の公民分館制度は地域の方と子どもたちを結びつける良い制度である。今回の公募に限らず、今後の施設利活用にあたっては、当制度の考え方を踏まえて検討することが望ましい。	個別活用計画 P. 17
4	近隣施設等との重複する機能は減らすなど、効率的・効果的な機能とすることが望ましい。	個別活用計画 P. 17
5	近くに音楽大学があり、芸術を通じた学びの機会も必要と考える。民間の力を得ながら地域の方の声を取り入れた計画として進められたい。	個別活用計画 P. 17

Ⅲ. 審議経過・審議会委員

◆審議経過

回	開催日	内容
第 2 回 公共施設等有効活用委員会	令和 7 年 (2025 年) 8 月 7 日 (木)	・ 南部地域の学校跡地に関する個別活用計画の審議
第 3 回 公共施設等有効活用委員会	令和 7 年 (2025 年) 9 月 16 日 (火)	・ 南部地域の学校跡地に関する個別活用計画の審議 ・ 答申案について

◆委員名簿

	選任区分	氏名
1	学識経験者	◎木多 道宏
2		小西 康仁
3		小林 猛
4		田中 晃代
5		○和田 聡子
6	公募市民	上村 有里

委員長◎・職務代理○ (区分・五十音順、敬称略)

豊中市公共施設等有効活用委員会に係る規則等について

1. 豊中市公共施設等有効活用委員会規則

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年豊中市条例第38号）第2条の規定に基づき、豊中市公共施設等有効活用委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営その他委員会について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、公共施設等の有効活用について調査審議し、その意見を答申するものとする。

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1）学識経験を有する者

（2）市民（市の区域内に事務所又は事業所を有する者、市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市の区域内に存する学校に在学する者を含む。）

3 前項第2号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合にあっては、2年の範囲内において別に定めることができる。

2 委員は、前条第2項第2号の委員を除き、再任されることができる。

3 市長は、特別の理由があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の定めた委員が、その職務を代理する。

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第8条 委員会の庶務は、財務部資産管理課において処理する。

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この規則は、平成25年6月3日から施行する。

- 2 この規則の施行後最初に招集される委員会並びに委員長及びその職務を代理する者に事故がある場合その他委員長の職務を行う者がいない場合における委員会の招集及び委員長が決定されるまでの委員会の議長は、市長が行う。

附 則（平成27年3月25日規則第20号抄）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月24日規則第62号）

- 1 この規則は、平成30年11月1日から施行する。
- 2 他の規則の一部改正〔略〕

附 則（平成31年3月22日規則第33号抄）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月21日規則第56号）

- 1 この規則は、令和4年11月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日規則第14号抄）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2. 豊中市情報公開条例(抜粋)

(会議の公開)

第23条 附属機関等の会議(法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。)は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、非公開とすることができる。

- (1) 不開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 物理的な妨害行動等が客観的に予測され、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合

3. 審議会等の会議の公開の実施に関する要領(抜粋)

第2 公開、非公開の決定

- 1 審議会等の会議の公開、非公開については、条例に基づき、当該審議会等がその会議において決定するものとする。ただし、新たに設置される審議会等であって、審議会等の設置の趣旨、目的等から当該審議会等の会議を公開することが条例に基づき明らかな場合は、当該審議会等を設置する執行機関が会議を公開することを決定することができる。

豊中市公共施設等総合管理計画に基づく 個別施設計画

令和7年度（2025年度）版

令和7年（2025年）9月

豊中市 財務部 資産管理課

個別施設計画 目次

I. 個別施設計画の概要	1		
1. 策定の趣旨	2		
2. 対象施設	2		
3. 計画期間	2		
4. 個別施設計画の構成	3		
5. 対策の考え方	3		
II. 対策内容と実施時期	4		
1. 目標耐用年数と更新周期の考え方	5		
2. 対策の優先順位	7		
3. 対策費用の概算	10		
III. 再編対象施設	12		
1. 再編の取り組み状況	13		
2. 再編対象施設一覧	16		
IV. 長寿命化計画一覧	22		
V. 今後の再編方針	24		
		1. 施設再編の方向性	25
		2. 施設種別ごとの再編方針	26
		1. 学校教育施設	27
		2. 子育て関連施設	28
		3. 社会教育系施設	30
		4. スポーツ施設	32
		5. 文化学習交流施設	32
		6. 保健医療施設	34
		7. 高齢者・障害者福祉施設	35
		8. その他社会福祉施設	36
		9. 公営住宅施設	37
		10. 産業振興・労働・生活関連施設	37
		11. 環境関連施設	38
		12. 安全関連施設	39
		13. 集会・コミュニティ施設	40
		14. 庁舎・事務所等	41
		15. その他施設	43

I. 個別施設計画の概要

1. 策定の趣旨

本市では、限られた財源を有効に活用しつつ、公共施設を安定して維持運営するための中長期的なマネジメント体制を整えることを目的として「豊中市公共施設等総合管理計画」（平成29年（2017年）3月策定・令和4年（2022年）3月一部改訂）を策定しました。

同計画に基づく取り組みとして、これまで毎年度「施設再編方針」を策定することで、計画目標の達成に向けた施設再編の方向性を明らかにするとともに、方向性が定まった案件ごとに「個別実行計画」としてまとめてきました。

この「個別施設計画」は、従来の「施設再編方針」及び「個別実行計画」を統合し、施設再編の動きや各施設における再編の取り組み状況、中長期的なスケジュール、更新経費の見込みをより分かりやすく示すことで、将来的な予算の縮減や平準化、さらには施設配置の最適化を図ることを目的とするものです。

なお、本計画は、国のインフラ長寿命化基本計画において、地方公共団体が定める計画として示される「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」に位置付けます。

2. 対象施設

本市が保有している公共建築物（軽微な施設等を除く）を対象とします。倉庫や観測所、公衆便所、休廃止施設といった軽微な施設等については、今後も引き続き、各施設所管部局での修繕等を基本とした適切な管理を実施していきます。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、「豊中市公共施設等総合管理計画」の計画期間と整合を図り、最終年度を令和22年度（2040年度）とします。

本計画は、再編の状況や対策の進捗状況を踏まえ、原則として毎年度見直しを行うものとします。

なお、各所管省庁の要請に基づき別途策定する長寿命化計画（道路、橋梁、市営住宅等）については、各施設の特性等に応じ、それぞれ計画期間を定めています（「IV章／長寿命化計画一覧」参照）。

4. 個別施設計画の構成

本計画では、施設に関する情報を以下の構成でとりまとめ、進捗管理を行います。

章	標題	内容
Ⅱ章	対策内容と実施時期	各施設の築年数や基本診断の結果等を踏まえ、建替えや大規模改修などの対策内容や時期等を示します。
Ⅲ章	再編対象施設	再編の対象とし、複合化・多機能化等の方向性が定まった案件については、再整備や移転といった具体的な事業内容や実施時期を示します。
Ⅳ章	長寿命化計画一覧	本計画とは別に長寿命化計画を策定するインフラ施設等については、当該計画を個別施設計画として位置づけ、計画の概要を示します。
Ⅴ章	今後の再編方針	施設種別ごとの現状と今後の方針をまとめます。

5. 対策の考え方

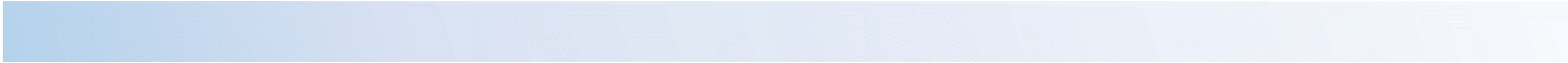
本市が保有する施設は、既に目標耐用年数を超過したものが多く、全ての施設の保全を適正時期に実施することは困難な状況です。

とくに築後50年を経過している施設については、施設の老朽化状況をふまえ、順次改修工事等を実施する必要がありますが、公共施設等総合管理計画の目標である施設総量80%の達成を踏まえ、再整備の際には、近隣施設の集約化や、残存耐用年数が長い施設への統合を進めていくものとしします。

将来経費の試算にあたっては直近の工事費単価を参考に基礎単価を設定していますが、社会経済情勢の変化により、工事費は大きく変動することが予測されます。計画に位置付けられた事業にかかる個別経費の精査をし、補助金、交付金、地方債などの活用を図ります。

市有施設の老朽化対策経費及び社会保障関係経費の増加並びにコロナ後の未来を見据えた投資の継続実施などに加え、物価高騰への対応により中長期的な歳出増が見込まれます。財政負担の軽減及び平準化、より良いサービスの提供や事業効率の向上を図るため、PPP・PFIなど、公民連携手法を導入した発注方式の活用についても、積極的に検討を進めるものとしします。

II. 対策内容と実施時期



1. 目標耐用年数と更新周期の考え方

目標耐用年数は、日本建築学会の「建築物の耐久計画に関する考え方」を参考に、本計画においては、次のように設定します。

鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造の施設については、目標耐用年数を築後80年としています
が、これは整備後に適切なメンテナンスが実施されていることを前提とするものであるため、すでに築後50年以上が経過している施設については、目標耐用年数を60年として設定しています。

表 1. 構造別の目標耐用年数

構造種別		目標耐用年数
鉄筋コンクリート造		80年
鉄骨鉄筋コンクリート造		※ただし、築後50年以上が経過している施設については60年
鉄骨造	重量鉄骨	60年
	軽量鉄骨	40年
コンクリートブロック造		60年
木造（事務所等小規模施設）		40年

目標耐用年数から、築年数を引いた年数を「残存耐用年数」と定義します。本計画では、残存耐用年数が短い施設群から順に3グループに分割し、グループごとに、計画期間中の対策内容を整理しています。

実際の再整備の優先順位の検討にあたっては、残存耐用年数以外に以下のような要素が考慮されます。

- ◎ 定期修繕により機能維持されていることから、再整備を見送るもの
- ◎ 築年数の割に経年劣化が進んでいることから、再整備を早めるもの
- ◎ 政策的判断により再整備を早めるもの

本計画では、各施設所管部局で定める再整備計画等により、現時点で概ねスケジュールが定まっている案件については、該当する時期に再整備を行うものとし、それ以外の案件については、残存耐用年数のグループ分けに従いスケジュールを当てはめています。

毎年度見直しを行う中で、スケジュール及び対策内容が確定した案件については、随時計画に反映し、中長期的な見通しを精査していきます。なお、所管部局においては、当該年度の予算査定における財源の中で各事業の実施を確定するものとします。

計画最終年度までの更新周期の考え方

グループ① 残存耐用年数：20年未満

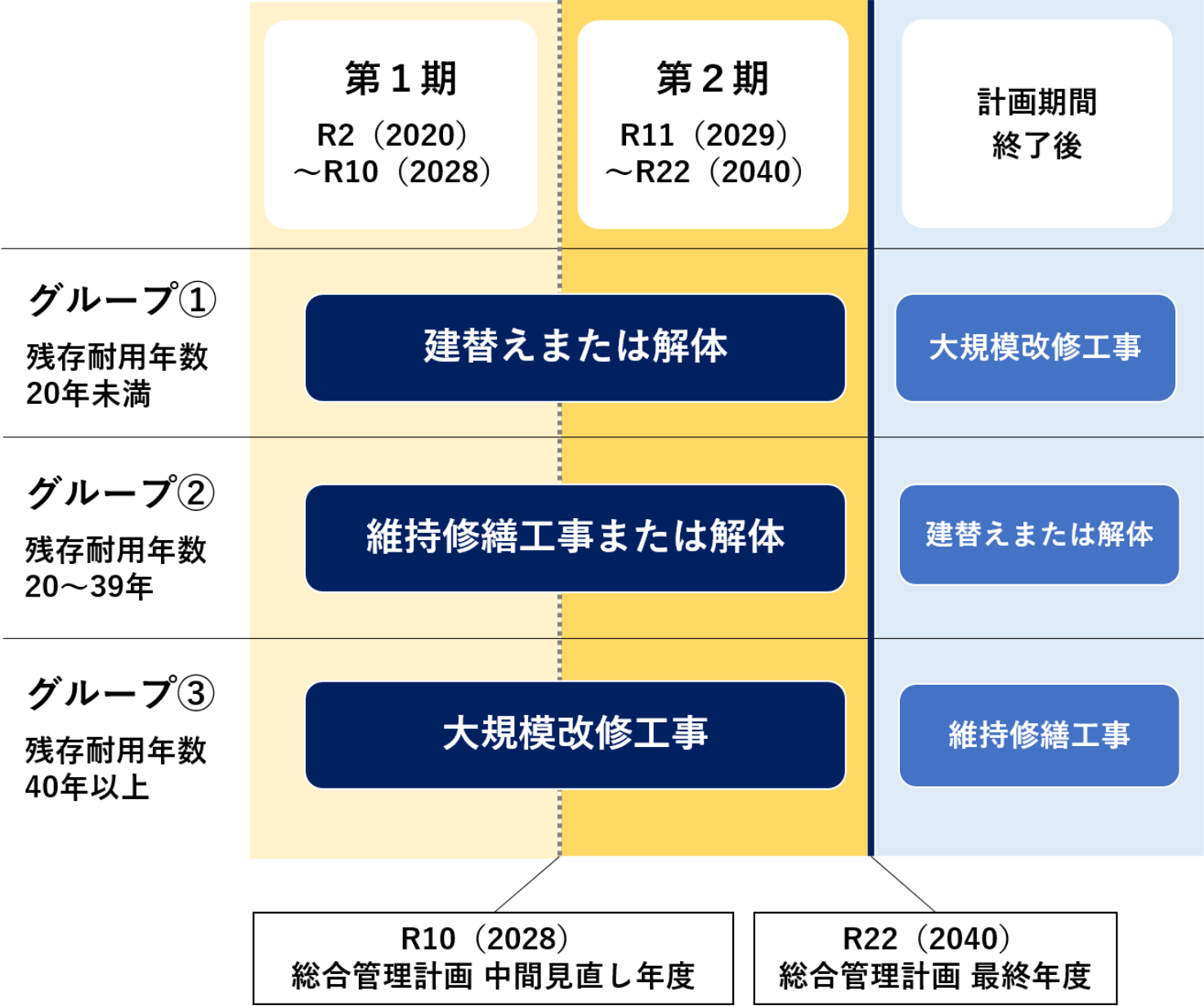
老朽化が進んでおり、一部、定期的な修繕により機能維持されている施設を除いては、優先的に建替えや解体が必要となる施設グループ。著しい不具合が生じた場合を除き、大規模な修繕及び改修を実施しません。建替えを行った後は推奨される周期に従い予防保全を行います。

グループ② 残存耐用年数：20～39年

老朽化が進んでいるものの、設備機器の更新などにより当面では問題なく使用可能と考えられる施設グループ。計画期間中に、設備等の改修を中心に、維持修繕工事を行います。ライフサイクルコストの観点から、先行して解体を行う場合もあります。

グループ③ 残存耐用年数：40年以上

比較的築年数が浅く、適切な保全により、今後長期的に活用することが可能と考えられる施設グループ。計画期間中に、大規模改修を行います。



※残存耐用年数はR2時点で判断

2. 対策の優先順位

グループ①：計画期間中に建替えまたは解体を行うもの

- 残存耐用年数が20年未満
- 築年数の割に施設の経年劣化が進んでいるもの
- 政策的判断から再整備を早めるもの

第1期

令和2年度（2020年度）～ 令和10年度（2028年度）

旭丘こども園、桜井谷こども園、東丘こども園、庄内西こども園、とねやまこども園、西丘こども園

旧庄内文化センター

南消防署小曾根出張所、大池分団消防用機械器具置場、豊島分団（穂積班）消防用機械器具置場、小曾根分団（浜班）消防用機械器具置場、熊野田分団消防用機械器具置場、庄内西分団（庄本班）消防用機械器具置場

上野会館、新千里東町会館、桜井谷会館、千里園会館、服部会館、服部西会館、宮山会館、本町会館、岡上の町会館、小曾根会館

勝部センター

小中学校9施設、市営住宅1住宅

第2期

令和11年度（2029年度）～ 令和22年度（2040年度）

中豊島分団（服部班）消防用機械器具置場、庄内東分団（牛立班）消防用機械器具置場

新千里北町会館、新千里西町会館、新千里南町会館、熊野田会館、南刀根山会館、永楽荘会館、大塚会館、三和会館、新千里南町桃山会館、西泉丘会館、東豊会館

豊南会館、原田センター、利倉センター

小中学校13施設、市営住宅4住宅

グループ②：計画期間中に維持修繕工事または解体を行うもの

- 残存耐用年数が20～39年 ● 計画期間終了後の建替えに備え、機能維持が必要であるもの ● 修繕計画に従うもの

第1期

令和2年度（2020年度）～ 令和10年度（2028年度）

野田こども園、ともだちこども園、島田こども園、高川こども園、螢池こども園、北緑丘こども園
柴原体育館
人権平和センター豊中、人権平和センター豊中老人憩の家、豊南老人憩の家
南消防署服部出張所、上新田分団消防用機械器具置場、庄内北分団（野田班）消防用機械器具置場
高川センター、野田センター、島田センター
柴原会館、旭丘会館、内田会館、上新田会館、曽根会館、寺内会館、刀根山螢池会館、待兼山会館

第2期

令和11年度（2029年度）～ 令和22年度（2040年度）

児童発達支援センター、青少年自然の家、豊島体育館
人権平和センター螢池、文化芸術センター（新設部分）
火葬場、障害福祉センターひまわり、豊島北老人憩の家
新千里消防署桜井谷出張所、北消防署原田出張所、北消防署螢池出張所、中豊島分団（長興寺班）消防用機械器具置場、桜塚分団消防用機械器具置場、小曽根分団消防用機械器具置場、長興寺会館、少路会館、野畑第二会館、若北会館、北条東集会所、野畑住宅街区記念会館、緑丘会館、熊野田第二会館、栗ヶ丘会館、南桜塚会館、北桜塚会館、三国センター、庄内東センター、小曽根センター、上津島センター、服部南センター、浜センター、豊南東センター、庄本センター、服部寿センター、豊南西センター、箕輪センター、走井センター、庄内南センター、千成センター、大島センター、市役所別館、庄内駅前庁舎、文書館
中学校17施設

グループ③：計画期間中に大規模改修を行うもの

- 残存耐用年数が40年以上
- 比較的状态が良く、適切な予防保全により長期の利用が可能と考えられるもの

第1期

令和2年度（2020年度）～令和10年度（2028年度）

郷土資料館（旧庄内少年文化館）、てらうちこども園、原田こども園、本町こども園、てしまこども園、東豊中図書館、東豊中複合施設（こども園・老人憩の家）、青少年交流文化館いぶき（旧青年の家いぶき）、豊島温水プール
高川複合施設（図書館・スポーツルーム・老人憩の家）、中央公民館、庄内体育館、武道館ひびき、豊島公園野球場、ローズ文化ホール、文化芸術センター（アクア部分）、市立豊中病院生活情報センターくらしかん、消防局・北消防署合同庁舎、消防訓練場、庄内北分団（島田班）消防用機械器具置場、中央防災倉庫
原田会館、野畑第一会館、上新田竹林会館、走井会館
日出センター、山ノ上センター、螢池センター、豊島北センター、庄内宝センター、庄内幸センター、曾根西センター、曾根東センター、庄内市民センター、福祉事務所分室
本庁舎（第一庁舎、第二庁舎）
市営住宅16住宅

第2期

令和11年度（2029年度）～令和22年度（2040年度）

走井学校給食センター、原田南学校給食センター、ルシオーレ（教育センター・図書館・公民館・老人憩の家・パスポートセンター）、子育て支援センターほっぺ、野畑図書館、千里文化センターコラボ（文化センター・図書館・公民館・保健センター・出張所）、千里体育館、エトレ豊中（とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ・とよなか国際交流センター）、豊中駅構内施設（エキスタとよなか・市民ギャラリー・福祉の店なかま・魅力文化施設・図書サービスポイント等）、伝統芸能館、保健所、中部保健センター、原田複合施設、服部複合施設（図書館等）、庄本複合施設、熊野田老人憩の家、堀田老人憩の家、小曾根校区南郷の家、環境交流センター、新千里消防署東泉丘出張所、南消防署、南豊島分団（原田班）消防用機械器具置場、豊島分団（利倉班）消防用機械器具置場、克明分団消防用機械器具置場、庄内東分団（島江班）消防用機械器具置場、南豊島分団（勝部班）消防用機械器具置場、刀根山元町北会館、麻田会館、利倉会館、熊野田中央会館、石塚会館、堀田会館、城山会館、利倉西センター（図書室）、穂積南センター、穂積センター、環境事業所、都市基盤部維持修繕事務所、児童福祉関連複合施設、小中学校1施設、市営住宅5住宅

3. 対策費用の概算

建替えや大規模改修等の対策にかかる経費を試算するため、直近の工事費等を参考に、建物用途別に建設費の基礎単価を設定しました（表2参照。ただし、用途分類に該当しない施設については別途実績額により設定）。単価の更新は適宜行うこととし、国土交通省の建設工事費デフレーターの変動割合を乗じて、計画策定時（令和2年（2020年））の単価を最新の単価に換算します。

なお、大規模改修工事や維持修繕工事にかかる単価は、各施設の躯体や付帯設備の劣化状況等により大きく異なるものであるため、本来は統一的な基礎単価を設定できるものではありませんが、試算にあたっては、大規模改修費は建設費の基礎単価の0.6倍、維持修繕工事費は建設費の基礎単価の0.3倍とし、試算しています。

既に長寿命化計画を策定済である市営住宅については、長寿命化計画を踏まえ、対策費用の見込みを算入しています。学校施設については、令和2年度（2020年度）に策定した長寿命化計画に基づいて、適宜対策時期等を更新するものとします。

これらの条件をもとに、計画最終年度までの更新経費を試算したグラフを次ページに示します。

これによると、中間見直し年度までの第1期の前半では、既に再整備が計画されている案件により、総合管理計画で示した平成25年度（2013年度）～平成27年度（2015年度）の建物施設の建替え・改修経費の平均額である約64億円を大きく上回っていることがわかります。

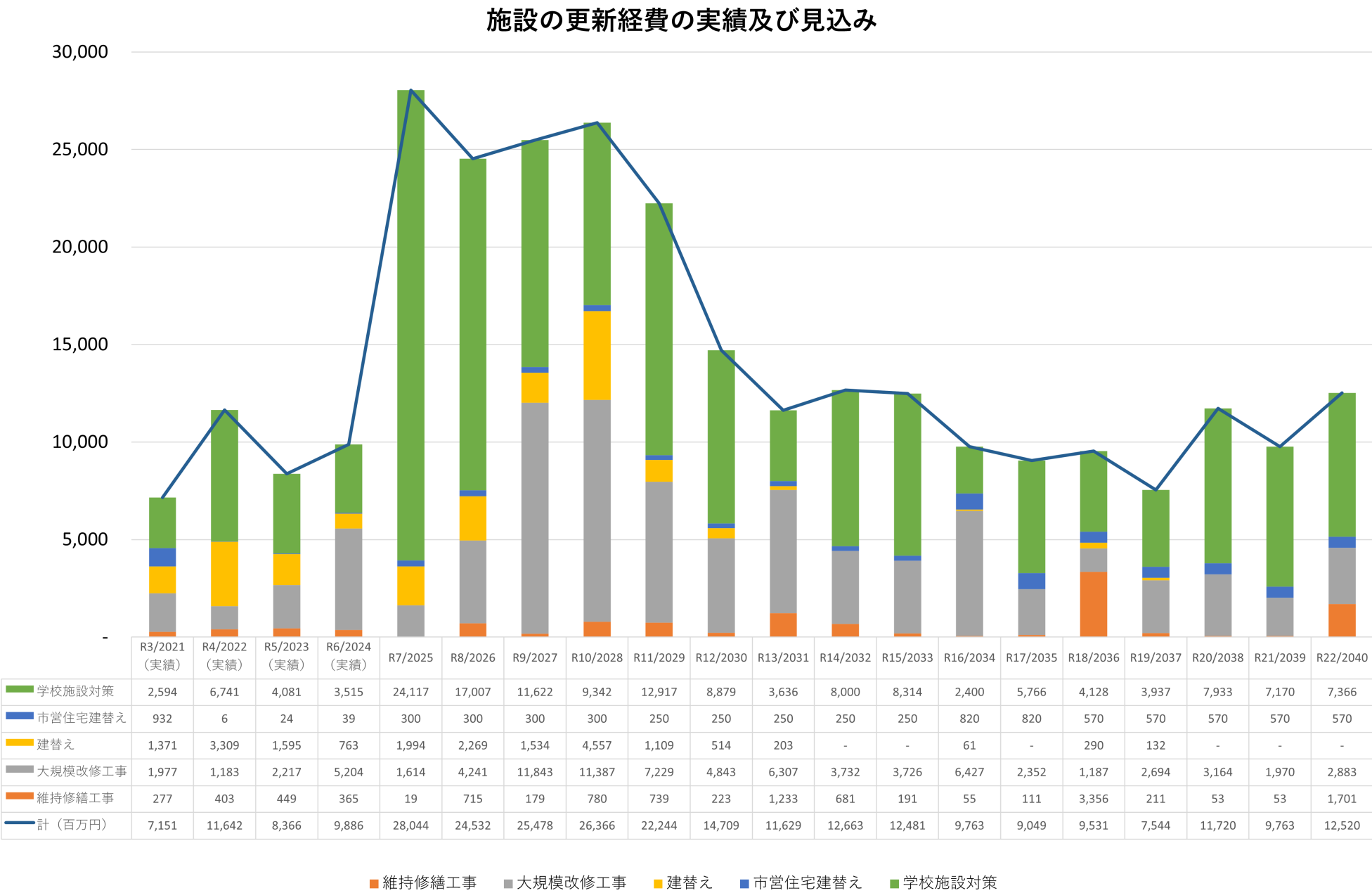
学校等で規模の大きい再整備計画が確定した際には、全体を調整し、平準化を図る必要があります。

また、再編方針に従い延床面積を削減するための集約化をさらに検討し、全体の事業費規模・実施件数を抑える必要があります。

表2. 用途分類別の建設費単価（㎡あたり） 令和6年（2024年）時点

用途分類	基礎単価
社会教育・行政系施設	5.5万円
子育て支援系施設	5.9万円
市民文化系施設（ホール等）	8.2万円
スポーツ施設（プール等階高の高いもの）	6.8万円
その他スポーツ施設	5.6万円
学校教育系施設	5.5万円 ₁₀

(百万円)



- ・実績については、対策のスケジュール及び内容を適宜見直し、本計画に反映します。
- ・見込みについては、計画策定時（令和2年（2020年））に施設の耐用年数などから対策のスケジュール及び内容を設定したものです。

Ⅲ. 再編対象施設



1. 再編の取り組み状況

本市がこれまで取り組んできた施設再編の状況をまとめます。★印は、複合化などにより再整備の対象としたもので、スケジュール等の詳細を次ページ以降にまとめています。

すでに取り組みが完了している案件

- 老人デイサービスセンター等の民営化
- 借上げ市営住宅（17住宅）の返還
- 市営駐車場の民営化
- 障害福祉センターと児童発達支援センターの集約化（★）
- 介護老人保健施設の民営化
- 少年文化館と青年の家いぶきの統合（★）
- 庄内さくら学園整備による小・中学校の再編
- 庄内コラボセンター整備（★）
- たちばな園の民営化
- 地域共生センター整備（★）
- 児童相談所の設置（すこやかプラザ）

方向性を定め、取り組みを継続している案件

- 庄内よつば学園整備による小・中学校の再編
- 図書館再編（★）
- 公立こども園の民間移管（★）

これらの取り組みをふまえた施設総量の状況は、次ページのとおりです。

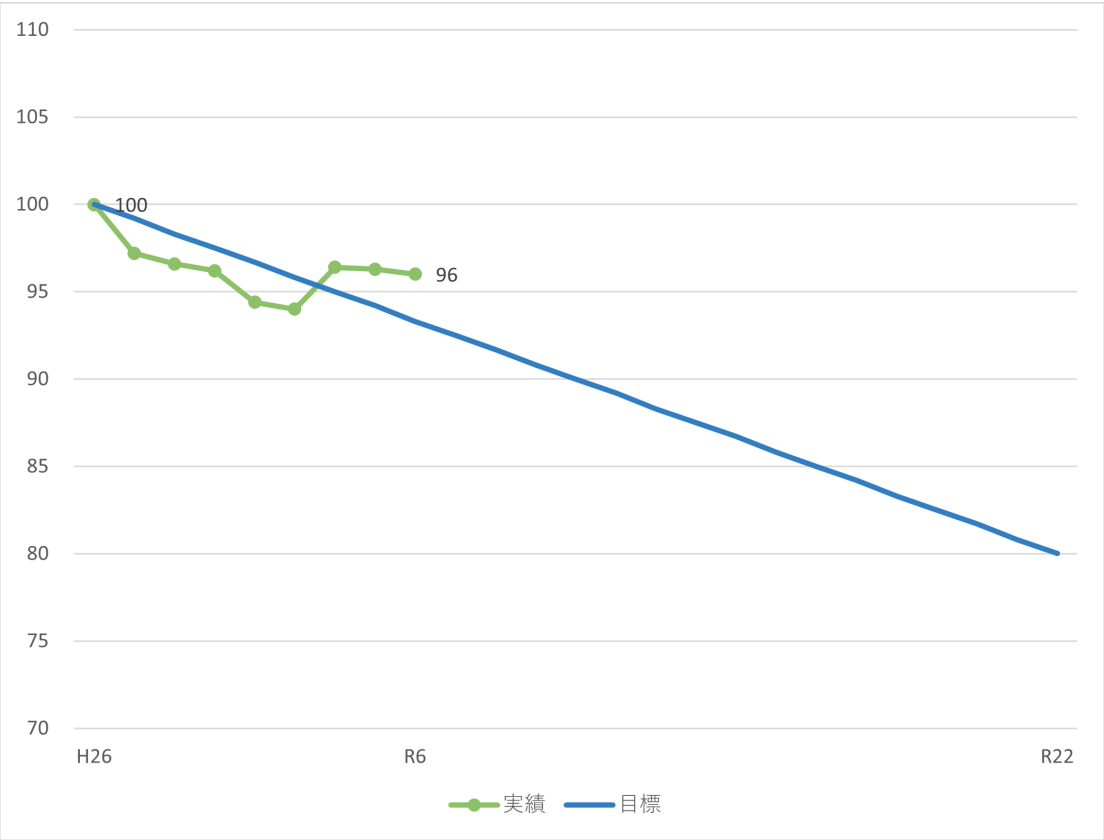
表 3. 施設総量の推移（直近5年間の実績）

	H26（2014） 年度末 【基準年度】	R2（2020） 年度末	R3（2021） 年度末	R4（2022） 年度末	R5（2023） 年度末	R6（2024） 年度末
施設総量（㎡）	1,013,316㎡	956,719㎡	952,025㎡	976,613㎡	976,158㎡	972,597㎡
削減面積（㎡） 【基準年度比】	—	56,597㎡	61,291㎡	36,703㎡	37,158㎡	40,719㎡
削減割合（％） 【基準年度比】	—	5.5％	6.0％	3.6％	3.7％	4.0％
主な面積増施設	—	・桜井谷東小学校（増築）	・宝山住宅	・庄内さくら学園 ・庄内コラボセンター	・地域共生センター東館	・はぐくみセンター
主な面積減施設	—	・庄内小学校、第六中学校 ・介護老人保健施設かがやき	・螢池駅西自動車駐車場 ・岡町北住宅	・旧とよなか・起業チャレンジセンター ・母子父子福祉センター	・千成小学校 ・せんなりこども園	・西谷住宅 ・庄内幸町図書館 ・労働会館 ・たちばな園
有形固定資産 減価償却率※ （％）	—	70.2％	70.0％	69.2％	70.4％	—

※有形固定資産減価償却率＝減価償却累計額／取得価額

表 3. 施設総量の推移（グラフによる分析）

本市がこれまで取り組んできた施設再編の推移をグラフによる分析を行いました。
直近5年間の主な増減の内容を示します。



- 令和2年度（2020年度）

 - ・桜井谷東小学校の増築
児童数の増加に伴い増築を行った。
- 令和3年度（2021年度）

 - ・岡町北住宅の一部除却
岡町北住宅の1、2棟及び西谷住宅の集約建替え。
- 令和4年度（2022年度）

 - ・庄内さくら学園
2中3小の集約建替えのため、最終的な面積は約16,000㎡の減となる見込み。
 - ・庄内コラボセンター
庄内文化センターなどの建替えと集約化、施策による純増面積は6,000㎡程度。
- 令和5年度（2023年度）

 - ・地域共生センター東館の新築
旧福祉会館の建替え。
 - ・千成小学校、せんなりこども園の除却
庄内よつば学園建築のため除却を行った。
- 令和6年度（2024年度）

 - ・西谷住宅の一部除却
西谷住宅の第1～第5棟を建替のため除却。
 - ・庄内幸町図書館、労働会館、たちばな園の売却

2. 再編対象施設一覧

対象施設	障害福祉センターと児童発達支援センターの集約化	対策済
再編の概要	○複合施設であるしいの実学園・障害福祉センターひまわりに、あゆみ学園の機能を移転し、あゆみ学園としいの実学園の施設を一体化、新たに児童発達支援センターとするため、施設の改修を行った。	
サービスの向上ポイント	○障害児・者、とくに15歳から18歳までとそれ以降の切れめのない支援、また障害の種別に関わりなく障害児の支援を充実させている。	
跡地活用の方針	○児童福祉関連複合施設は、乳児院等の児童福祉の複合施設として活用している。	



再編前後の施設配置				
施設	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020) 以降
①障害福祉センターひまわり	改修設計	改修工事	供用開始	→
	27百万円	990百万円		
②児童発達支援センター (旧しいの実学園)	改修設計	改修工事	統合・供用開始	→
	—	—		
③児童福祉関連複合施設 (旧あゆみ学園)			移転・統合	

対象施設	庄内コラボセンター整備	対策済
再編の概要	○（仮称）南部コラボセンター基本構想に基づき、老朽化が進む南部地域の各公共施設を集約化する。 ○あわせて、子育て、市民活動、就労といった新たな地域課題の解決に資する拠点も整備し、南部地域における新たな交流拠点とする。	
サービス向上ポイント	○南部地域における新たな拠点として、地域の活性化に資する施設とする。 ○再整備にあたり、LED照明の採用や内装材としての木材利用を行う。	
跡地活用の方針	・庄内文化センター跡、庄内幸町図書館跡、労働会館跡については、利活用方策を検討中。 ・庄内保健センター跡については、公用目的で転用する。 ・庄内出張所跡については、1階部分を転用し、福祉事務所庄内分室とする。2階部分の共同利用施設庄内市民センターは継続する。 ・市民活動情報サロン跡については、エキスタとよなか及び豊中図書サービスポイントとして、公用目的で転用する。	

 ● 庄内コラボセンター	再編前後の施設配置							
	施設	H30（2018）	R1（2019）	R2（2020）	R3（2021）	R4（2022）	R5（2023）	R6（2024）
	庄内コラボセンター	基本設計	実施設計	工事	工事	供用開始	—————→	—————→
		30百万円	39百万円	3,368百万円				
	①庄内文化センター（図書館・公民館・介護予防センター）					移転・統合	暫定転用（公用）	—————→
	②庄内幸町図書館					移転・統合		
	③庄内出張所					移転・統合	転用（公用）	—————→
	④庄内保健センター					移転・統合	転用（公用）	—————→
	⑤労働会館					一部移転・廃止		
	⑥市民活動情報サロン					移転・統合（市民公益活動支援センター）	転用（公用）	—————→

対象施設	地域共生センター整備	対策済
再編の概要	○老朽化が進行していた旧福祉会館の建替えを実施するにあたり、近接する母子父子福祉センター及び消防分団屯所を集約し、複合施設として建替えを行うもの。	
サービスの向上ポイント	○地域福祉活動の拠点として、地区会館、地域包括支援センター、社会福祉協議会、障害者相談支援センター及び更生保護サポートセンターを配置し、福祉サービスの充実を図る。 ○利便性や快適性を確保し、多くの市民が福祉活動の拠点として活躍できる施設として再整備することで、地域コミュニティの活性化を図る。 ○再整備にあたり、バリアフリー対応としてエレベーター・バリアフリースイレの設置を行う。	
跡地活用の方針	○現地にて建替えを行った。	



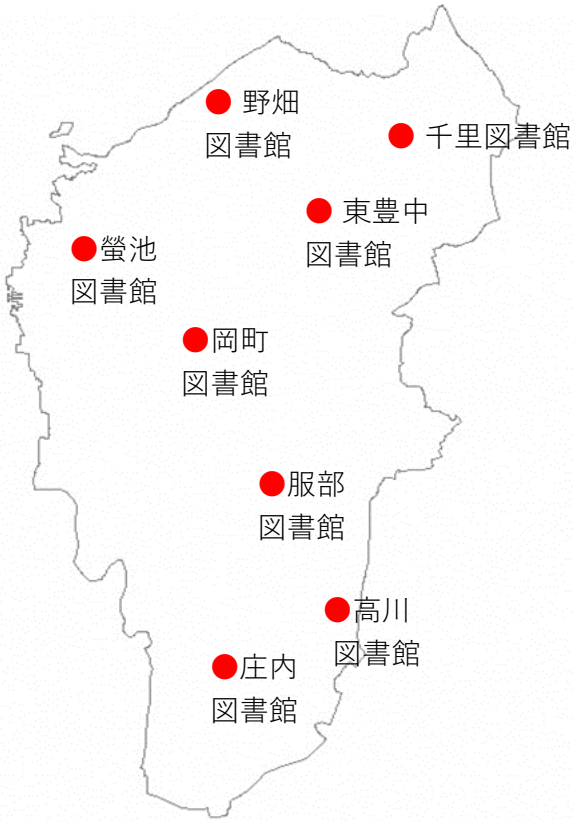
再編前後の施設配置								
施設	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
①旧福祉会館	基本設計	実施設計	西館工事	西館工事	西館 供用開始	→		
	13百万円	18百万円	367百万	555百万円				
②母子父子福祉 センター	基本設計	実施設計				東館工事	東館工事	供用開始 (3月)
	—	—				291百万	476百万円	
③桜塚消防分団 屯所	基本設計	実施設計	西館工事	西館工事	西館 供用開始	→		
④障害者相談支 援センター						東館工事	東館工事	供用開始

対象施設	少年文化館と青年の家いぶきの統合 対策済
再編の概要	○少年文化館機能を青年の家いぶきに移転し、子どもたちが成長し社会に出ていくまでを見通した活動・支援プログラムを提供する新たな施設として、青少年交流文化館いぶきを開設した。
サービスの向上ポイント	○若者支援総合相談窓口や若者サポートステーションとの連携により、児童・生徒に対し、小学生から若者まで切れ目のない支援を提供する。 ○青年の家いぶきでの高校生の主体性を引き出す催し、居場所支援、若者支援の機能と、少年文化館での小中学生の不登校支援、学習支援、文化活動の機能が連携することで、青少年育成機能の充実を図る。
跡地活用の方針	○庄内少年文化館跡は、令和4年（2022年）に部分的な改装を行い、郷土資料館に転用した。 ○千里少年文化館跡は、当面の間は暫定利用とし、公用目的での転用用途が定まらない場合、解体する。



再編前後の施設配置				
施設	R2（2020）	R3（2021）	R4（2022）	R5（2023）
① 青年の家いぶき	改修設計	改修工事	供用開始	青少年交流文化館いぶきに改称
	7百万円	292百万円		
② 庄内少年文化館			移転・統合 転用（郷土資料館）	
③ 千里少年文化館		移転・統合		暫定転用（公用）

対象施設	図書館再編	対策実施中
再編の概要	○庄内図書館及び庄内幸町図書館を庄内コラボセンター内へ移転し、新たに庄内図書館として開館。庄内幸町図書館を廃止した。 ○（仮称）中央図書館を中心に、地域館、分館、サービスポイントを配置する。分館については、各館の機能を見直し、適切な規模や配置をめざす。	
サービスの向上ポイント	○（仮称）中央図書館であらゆる図書館サービスを提供し、中央館機能を補完する地域館、より地域で身近に本を楽しむことができる分館、図書館から離れた場所での予約資料の受取、返却ができるサービスポイントを設置し、「知の拠点」として人と情報をつなぎ学びを支援する。	
跡地活用の方針	○複合施設の図書館については、関係部局と今後の方向性を検討する。	



施設	R5（2023）	R6（2024）	R7～R9 （2025～2026）	R10～R11（2028～2029）
（仮称）中央図書館	第一優先候補地の選定	候補地の決定	設計・工事	開館
岡町図書館（地域館）				廃止（（仮称）中央図書館開館時）
野畑図書館（地域館）	自学自習室設置			分館化
服部図書館（分館）				廃止（（仮称）中央図書館開館時）
東豊中図書館（分館）	複合施設の状況や地域性を考慮し調整			
高川図書館（分館）	新たな機能設置の調整			
螢池図書館（分館）	新たな機能の設置の決定	改修工事・休館	開館	
豊中図書サービスポイント	開設			→
緑地公園駅周辺エリアのサービスポイント化	設置に向け検討・調整 →			

対象施設	公立こども園の民間移管	対策実施中
再編の概要	○これまで「第1次計画」で示してきた公立こども園の統廃合方針からの転換を図り、公立こども園の果たすべき役割と適正配置の考え方を見直し、公立こども園の配置・整備等に係る全体計画として、改めて「第2次豊中市公立こども園整備計画」を策定した。 ○計画に基づき、前期（R7年度～R11年度）の対象園7園（小曽根・栄町・しんでん・野田・のばたけ・服部・ゆたか）の民間移管を進める。 ○また、後期（R12年度～R16年度）の対象園5園をR9年度に選定するために、検討・調整を進める。	
サービスの向上ポイント	○共働き家庭の増加など、社会環境等が変化し、待機児童への対策や今後見込まれる保育ニーズの高まり、あわせて多様化する子育てニーズに対応する必要性が生じている。本市がさらなる保育定員をしっかりと確保する取組みを進めるとともに、教育・保育の質をより高めながら、多様化する子育て支援ニーズに対応していく。	
跡地活用の方針	○民間移管を行う（私立幼保連携型認定こども園とする）	

民間移管を進める公立こども園											
	園名	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)
前期	野田	公募	→			民間移管					
	しんでん、ゆたか、のばたけ、 服部、小曽根、栄町	6施設を民間移管									
後期	旭丘、庄内西、桜井谷、豊南 西、高川、螢池、本町、北緑 丘、原田、西丘			●中間見直し 民間移管する5園を選定。			5施設を民間移管				

各圏域の中核を担う公立こども園		
こども園名	築年	圏域
東丘	R8(2026) 建替え	北東部
とねやま	R6(2024) 建替え	北西部
てらうち	R6(2024) 改修	中東部
てしま	R7(2025) 改修	中西部
東豊中	H9（1997）	北中部
島田	S49(1974)	南部
ともだち	S47(1972)	中部

IV. 長寿命化計画一覧

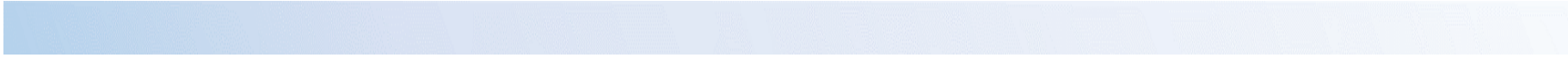


本計画とは別に長寿命化計画を策定するインフラ施設等については、当該計画を個別施設計画として位置づけ、計画の概要を示します。

表 4. 長寿命化計画一覧

計画名称	策定年度	最終年度	計画期間	所管部局
公園施設長寿命化計画	R6（2024）	R11（2029）	6年間	環境部
豊中市営住宅長寿命化計画	R1（2019）	R22（2040）	22年間	都市計画推進部
道路橋長寿命化修繕計画	R2（2020）	R11（2029）	10年間	都市基盤部
横断歩道橋長寿命化修繕計画	R3（2021）	R12（2030）	10年間	都市基盤部
千里地区歩路橋長寿命化修繕計画	R4（2022）	R13（2031）	10年間	都市基盤部
人道橋長寿命化修繕計画	R5（2023）	R14（2032）	10年間	都市基盤部
ボックスカルバート長寿命化修繕計画	R2（2020）	R11（2029）	10年間	都市基盤部
豊中市舗装修繕計画	R2（2020）	R7（2025）	5年間	都市基盤部
豊中市街路灯修繕計画	R6（2024）	R15（2033）	10年間	都市基盤部
豊中市道路商工施設修繕計画	R6（2024）	R13（2031）	7年間	都市基盤部
豊中市下水道ストックマネジメント計画	R4（2022）	R9（2027）	5年間	上下水道局技術部
豊中市水道施設整備計画	H29（2017）	R9（2027）	10年間	上下水道局技術部
豊中市浄配水場施設改築・修繕計画	H30（2018）	R11（2029）	10年間	上下水道局技術部
走井学校給食センター長期修繕計画	R1（2019）	R26（2044）	26年間	教育委員会事務局
原田南学校給食センター維持管理業務 長期計画	R1（2019）	R16（2034）	16年間	教育委員会事務局
学校施設長寿命化計画	R2（2020）	R12（2030）	10年間	教育委員会事務局

V. 今後の再編方針



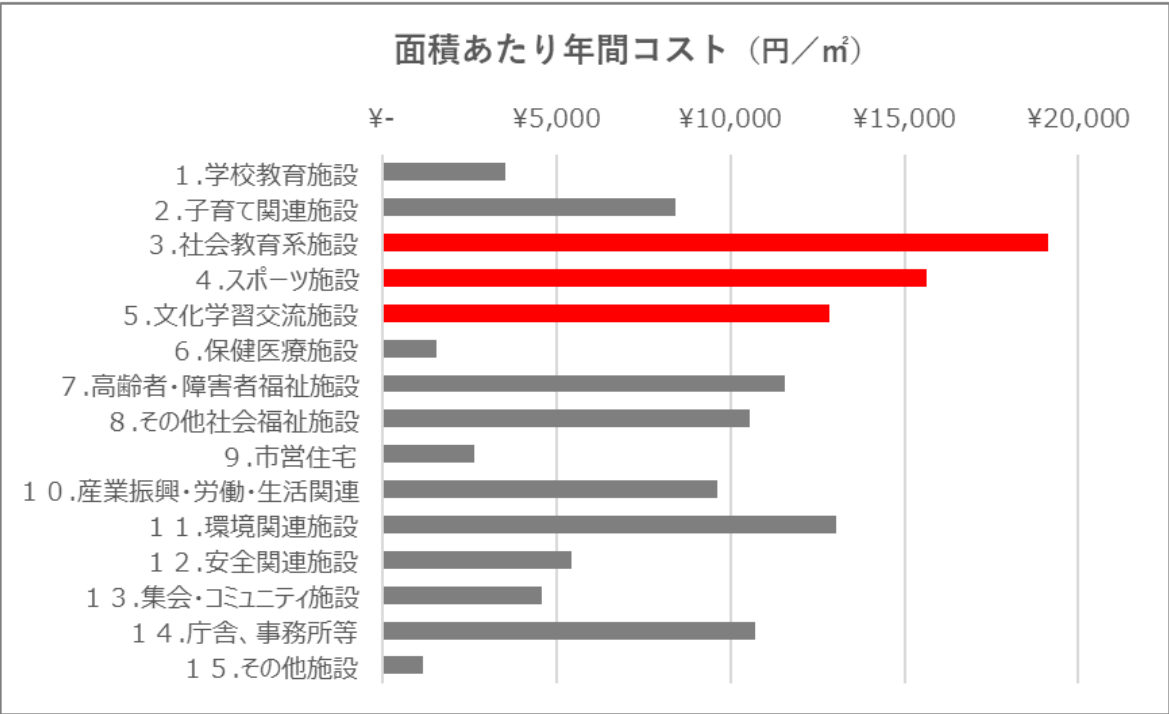
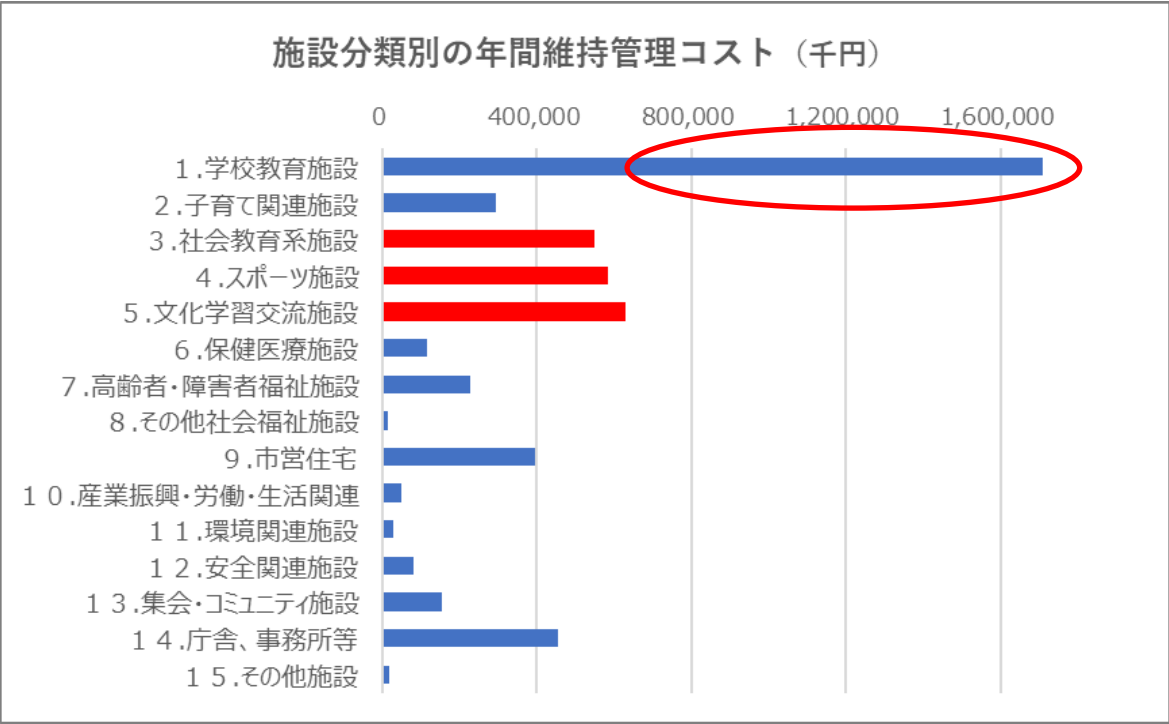
1. 施設再編の方向性

本市では、公共施設の維持管理コストを管理するため、施設カルテを作成しています。右に示すグラフは、令和元年度版（2019年度版）施設カルテから、年間維持管理コストと面積あたりコストを、施設種別ごとに集計したものです。

これによると、学校教育施設は他の施設より維持管理コストがかなり高くなっています。教育の場の提供という役割を果たしながら、維持管理コストの縮減や平準化を計画的に進める必要があります。

一方、社会教育系施設やスポーツ施設、文化学習交流施設については、維持管理コストだけでなく面積あたりコストも高いことが分かります。これらの施設は、市民サービスを担い、本市の魅力増進に寄与している一方で、将来的に大規模改修や建替えが必要となった場合に、将来世代への負担が大きい施設であるとも言えます。将来世代の負担軽減のため、建替えの際の複合化や集約化を早期に検討し、計画的に更新を進める必要があります。

また、各施設の面積としては小・中規模ではあるものの、施設数が100施設以上と多いのが、集会・コミュニティ施設です。老朽化が進み、利用率の低下や利用者の固定化といった課題を抱える施設が多くなっています。



これらの施設については、地域の拠点として再整備することにより、地域コミュニティを活性化する役割も期待できます。施設種別の枠組みを越えて柔軟に検討を行い、全体として施設総量を削減しつつ、地域の実情に応じて再整備することをめざすものとします。

また近年、人や財産への被害をもたらす地震や集中豪雨などの災害や、新たな感染症の拡大など、これまで本市が経験したことのない危機に直面したことで、安全性の高いまちづくりの必要性がこれまで以上に高まっています。

公共施設の再編を進める中では、限られた財源の中で優先順位を定めることが必要になりますが、住民の生命や、身体に対する危険を回避するための役割を果たす保健医療施設や安全関連施設の中でも、老朽化が著しい施設や、複合化や集約化が困難な施設については、優先的に再整備の検討を進めるものとします。

施設再編を全庁横断的に進めるための指標として、「Ⅱ章／対策内容と実施時期」に示したグループ分けを参考に、残存耐用年数が短い建物にある施設（グループ①）の機能を、残存耐用年数が長い建物（グループ③）に集約化することについても検討を進めます。

2. 施設種別ごとの再編方針

表5は、公共施設等総合管理計画に示す施設の分類です。次ページ以降では、施設種別ごとの現状と課題、再編の取り組み状況と今後の方針をまとめます。

表5. 施設種別一覧

施設種別	
1	学校教育施設
2	子育て関連施設
3	社会教育系施設
4	スポーツ施設
5	文化学習交流施設
6	保健医療施設
7	高齢者・障害者福祉施設
8	その他社会福祉施設
9	公営住宅施設
10	産業振興・労働・生活関連施設
11	環境関連施設
12	安全関連施設
13	集会・コミュニティ施設
14	庁舎、事務所等
15	その他施設

1. 学校教育施設

施設種別／施設数	現状・課題・再編の取り組み状況	今後の方針
市立学校／55施設	○小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方にに基づき、義務教育学校の創設に向けた取り組みを進めている	◎学校施設長寿命化計画に基づき取り組みを進める。 ◎学校施設の計画的改築手法を定めた学校改築方針に基づき、周辺公共施設の集約化等の可能性を検討する。
放課後こどもクラブ室 ／ 6 施設	○不具合が発生した場合には速やかに修繕を行い、可能な限り長期的に使用できるよう取り組みを進めている。	◎建て替えは行わない方針であるため、今後も可能な限り長期的に現在の建物を維持する。
学校給食センター、単独調理校／5 施設 (単独調理校 3 施設含む)	○走井学校給食センターと原田南学校給食センターの両施設については、長期修繕計画に基づき予防保全を前提とした施設の維持管理を行っている。	◎今後の児童数推計や学校給食にかかる国の動向等を注視しつつ、中長期的な検討を行う。 ◎単独調理校（3施設）については、当該小学校全体の建替え計画に併せ検討する。ただし、設備の老朽化や児童推計の増加などに対しては計画的な維持修繕や大規模改修で対応する。
教育センター／1 施設	○螢池ルシオーレビル 6 階及び 7 階を区分所有しており、全市的な教育相談の拠点として機能している。	◎当面は現状の規模及び配置を継続する。

2. 子育て関連施設

施設種別／施設数	現状・課題・再編の取り組み状況	今後の方針
こども園 ／24施設	○平成 30 年度（2018 年度）に策定した「夢・はぐくむ」公立こども園整備計画を策定し、こども園 26 施設のうち、令和 2 年度（2020 年度）末をもってせんなりこども園を廃止、令和 4 年度（2022 年度）末をもって庄内こども園を廃止した。 ○令和 5 年度（2023 年度）の待機児童発生を受け、豊南西こども園・栄町こども園の閉園は延期した。 ○令和 2 年（2020 年）1 月に 6 園（原田・とねやま・てらうち・てしま・東丘・西丘）の再整備を定めた公立こども園再整備計画（前期）を策定し、令和 6 年度までに 4 園（原田・とねやま・てらうち・てしま）の再整備を完了した。 ○教育・保育ニーズや社会情勢の変化をふまえ、令和 6 年度（2024 年度）に第 2 次公立こども園整備計画を策定し、公立こども園の再編方針を統廃合によるものから民間移管によるものに転換した。	◎令和 7 年度（2025 年度）に東丘こども園、西丘こども園の建替えを完了する。 ◎第 2 次公立こども園整備計画に基づき、令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）の対象園 7 園（小曽根・栄町・しんでん・野田・のばたけ・服部・ゆたか）の民間移管を進める。 ◎野田こども園は令和 7 年度（2025 年度）に公募による事業者選定を進める。 ◎また、令和 12 年度（2030 年度）から令和 16 年度（2034 年度）の対象園 5 園を令和 9 年度（2027 年度）に選定するために、検討・調整を進める。
児童発達支援センター ／2 施設	○2 施設を 1 施設に集約化し、障害種別に関わりなく、障害児支援の中核的施設としての機能を有した児童発達支援センターを運営している。 ○障害福祉センターひまわりと複合化し、障害児・者の切れめのない支援をめざし事業展開を図っている。	◎障害児・者の切れめのない支援を実現できる事業展開を図る。 ◎公民連携した発達支援の充実と身近な地域における相談体制の強化を図る。

2. 子育て関連施設

施設種別／施設数	現状・課題・再編の取り組み状況	今後の方針
子育て支援センター／2施設	○すこやかプラザ及び庄内コラボセンター内に設置されている。	◎庄内コラボセンター内に分室を配置した。
母子父子福祉センター／1施設	○地域共生センターとあわせて、再整備し、令和6年（2024年）3月より供用開始した。	◎複合施設としての効果的な運営について関係課と協議を進める。
はぐくみセンター／1施設	○令和6年（2024年）4月から、とよなかハートパレット2階の貸室を借り上げ、はぐくみセンター各課の執務室等を設置している。 ※機能としての「はぐくみセンター」は令和5年（2023年）4月始動。 ○令和7年（2025年）4月からすこやかプラザ2階に児童相談所を設置している。	◎当面は現状の規模及び配置を継続する。

2. 子育て関連施設

施設種別／施設数	現状・課題・再編の取り組み状況	今後の方針
その他子育て関連施設／2 施設	○はぐくみセンター内の一機関としてこども・教育総合相談窓口は、庄内コラボセンター内に設置されている。 ○一時保育・休日保育施設は、庄内駅前庁舎に設置されている。	◎こども・教育総合相談窓口は、関係各課や学校等関係機関と連携を図りながら、早期支援につなげられるよう、取り組む。 ◎一時保育・休日保育施設は、教育・保育ニーズや社会情勢の変化も想定されることから、5年ごとに行うニーズ調査結果をもとに計画の見直しを行うなど、柔軟

3. 社会教育系施設

施設種別／施設数	現状・課題・再編の取り組み状況	今後の方針
青少年交流文化館いぶき （旧青年の家いぶき）／1 施設	○千里・庄内少年文化館2施設の機能を青年の家いぶきに移転・統合するため、令和3年度（2021年度）に施設の大規模改修工事を実施した。 ○令和4年度（2022年度）から新体制に移行した。	◎小学生から若者まで切れ目のない支援を提供するとともに、子どもの居場所づくりをはじめとした青少年の活動・交流の場の提供など青少年育成機能の充実を図る。
青少年自然の家 ／1施設	○令和3年度（2021年度）から利用料金制度を導入し新たな指定管理期間がスタートした。	◎民間事業者と連携し、そのノウハウを活かした新たな事業を創出し、さらなる魅力的な施設運営を進める。

3. 社会教育系施設

施設種別／施設数	現状・課題・再編の取り組み状況	今後の方針
図書館 ／ 8 施設	○令和7年（2025年）1月に、（仮称）中央図書館の計画地を選定し、2月に（仮称）中央図書館整備計画を策定した。 ○螢池図書館は新たな機能を設置する改装工事を実施し、子どもや子育て世帯、若者から高齢者まで多世代が集う図書館にリニューアルした。 ○北摂地区7市3町図書館広域利用サービス、庄内図書館で大阪市民への広域利用サービスを平成29年度（2017年度）から実施している。	◎（仮称）中央図書館整備計画に沿って、令和11年度（2029年度）の開設に向け、（仮称）中央図書館の整備を進める。 ◎高川図書館の機能見直し及び服部図書館廃止後の利活用を検討する。
図書室・図書サービス ポイント／2施設	○利倉西図書室で図書サービスを実施している。 ○令和6年2月に、阪急電鉄豊中駅舎内に予約資料の貸出、資料の返却を行う豊中駅図書サービスポイントを開設した。	◎各施設の稼働状況等を踏まえ、今日的なニーズに沿った社会教育法の枠組みを超えた利用の必要性やその位置づけを可能とする手法などについて検討する。
公民館、コミュニティプラザ／ 6 施設	○庄内さくら学園の整備に伴い、庄内コミュニティプラザを閉館した。	◎各施設の稼働状況等を踏まえ、今日的なニーズに沿った社会教育法の枠組みを超えた利用の必要性やその位置づけを可能とする手法などについて検討する。
郷土資料館／ 1 施設	○令和4年（2022年）11月に、庄内少年文化館跡を改装して郷土資料館を開館した。	◎当面は現状の規模及び配置を継続する。

4. スポーツ施設

施設種別／施設数	現状・課題・再編の取り組み状況	今後の方針
屋内体育施設、温水プール、屋外体育施設 ／22施設	○庄内温水プール跡地整備を行い、プール棟を撤去し、庭球場、ちびっこ広場及びバーベキュー場等を設置した（令和2年（2020年）10月供用開始）。 ○二ノ切温水プールを建替え、旧施設と同機能で延床面積を縮小した施設とした（令和3年（2021年）3月供用開始）。	◎想定耐用年数を踏まえ、現施設の計画的な施設保全に取り組み、長寿命化を図る。 ◎当面は現状の規模及び配置を継続する。 ◎学校跡地については、当該地が利活用されるまでの間、グラウンド及び体育館として使用する。

5. 文化学習交流施設

施設種別／施設数	現状・課題・再編の取り組み状況	今後の方針
人権平和センター ／2施設	○令和2年度（2020年度）より、人権平和センター豊中は、ともだちこども園を加えた複合施設となり、人権平和センター螢池については分館と位置づけ、共に新たな人権・平和情報の受発信拠点として運営を開始している。 ※旧人権まちづくりセンター	◎人権平和センター豊中はこども園との複合施設である他、老人憩の家が隣接している。今後、老朽化への対応として、大規模改修及び建替え時期について検討を進める。
男女・国際関連施設 ／2施設	○エトレ豊中5階及び6階を区分所有している。 ○両施設とも指定管理者制度を導入している。	◎施設開設後15年以上が経過し、建物や設備の修繕が年々増加していることから、中長期的な視野で計画的に修繕に取り組む。 ◎当面は現状の規模及び配置を継続する。

5. 文化学習交流施設

施設種別／施設数	現状・課題・再編の取り組み状況	今後の方針
エキスタとよなか／ 1 施設	○阪急豊中駅構内にあり、豊中市を構成員とする運営協議会が運営を行っている。 ○施設は阪急電鉄株式会社から無償貸与されている。	◎市民のデジタルバイド解消に向けて公民連携で施策を展開している。 ◎当面は現状の規模及び配置を継続する。
千里文化センター、 庄内コラボセン ター／2 施設	○市民団体や事業者との協働により、地域のにぎわいを創出する中核施設としての役割を果たしている。	◎施設全体の活用方法や部屋の相互利用について継続して検討を進める。会議室等は基本的に各施設ごとに割り振られており、とりわけ公民館部分は法令上使用内容に制約がかかるケースも多い。今日的なニーズに沿った社会教育法の枠組みを超えた利用の必要性やその位置づけを可能とする手法などについても検討する。
文化ホール、伝統芸 能館、市民ギャラ リー／4 施設	○文化ホール、伝統芸能館、市民ギャラリーについて、指定管理者制度を導入し、一体的な管理・運営を行っている。令和3年度（2021年度）から新たな指定管理期間がスタートした。	◎各施設の特性を活かした、管理・運営を行う。
魅力文化施設／1 施 設	○市民活動情報サロンの移転により、阪急豊中駅構内に設置。新設に伴いまちのにぎわい創出や市民サービスの向上を図るため駅構内の他公共施設も含めて再配置を行った。魅力文化創造課が管理運営を行っている。 ○施設は阪急電鉄株式会社から無償貸与されている。	◎市のブランド向上のため、市の文化芸術や魅力を市内外に発信するとともに、とよなか駅前のにぎわいづくりに資する事業を実施。 ◎当面は現状の規模及び配置を継続する。

6. 保健医療施設

施設種別／施設数	現状・課題・再編の取り組み状況	今後の方針
火葬場 ／ 1 施設	○市内に 1 施設配置されており、築後70年以上が経過しているものの、付帯施設等の増築や耐震化工事を行っている。 ○指定管理者制度による管理運営を行っている。	◎近隣自治体の状況や他市の建替え事例等を参考にしつつ、現在の市民ニーズや今後の多死社会に対応し得る火葬場の機能及び規模等に関する調査を進める。 ◎建て替えも含め、再整備の検討を進める。
保健所 ／ 1 施設	○大阪府から土地及び建物の無償譲渡を受けている。 ○地域における保健医療の中核的役割を果たしている。	◎計画的な施設保全に取り組み、長寿命化を図る。 ◎当面は現状の規模及び配置を継続する。
保健センター ／ 3 施設	○千里・中部・庄内の 3 センター。乳幼児健診に訪れる乳児を連れた保護者の利用圏域を勘案したエリア分けとなっている。 ○千里保健センターは千里文化センター、中部保健センターはすこやかプラザ、庄内保健センターは庄内コラボセンター内に配置されている。	◎各保健センターについて、当面は現状の規模及び配置を継続する。
市立豊中病院 ／ 1 施設	○長期修繕計画に基づき年次的に改修に取り組み、施設の機能維持に努めている。 ○建設から 25 年以上が経過し、現状の施設保全に加え、今後の病院機能に見合った改修に取り組む必要がある。	◎医療を取り巻く環境の変化や施設の耐用年数及び減価償却などを踏まえ、将来的な建替え時期や配置、用地確保について、慎重に検討を進める。

7. 高齢者・障害者福祉施設

施設種別／施設数	現状・課題・再編の取り組み状況	今後の方針
障害福祉センターひまわり／1施設	○施設の大規模改修を行い、児童発達支援センターとの複合施設とした。	◎障害児・者の切れ目のない支援を実現できる事業展開を図る。
福祉の店なかま／1施設	○阪急豊中駅構内にあり、運営主体は豊中市社会福祉協議会で、市内にある障害者就労施設などが運営委員会を組織している。 ○施設は阪急電鉄株式会社から無償貸与されている。	◎仮に施設の移転や集約化を検討する場合は、幅広い世代の往来がある場所に配置することや、資材の搬出入経路がバリアフリー化されていること等が条件となる。 ◎当面は現状の規模及び配置を継続する。
永寿園とよなか／1施設	○複合施設の一部を市が区分所有し、指定管理者制度による運営を行っている。 ○1～2階：地域交流スペース及び民間事業者が運営する地域密着型特別養護老人ホーム及びショートステイ等 ○3～4階：永寿園とよなか（養護老人ホーム）	◎セーフティネット機能を有する施設としての運営主体を公募により選定を進めている。
障害者相談支援センター/1施設	○中央障害者相談支援センターを身近に相談できる場所として、また、複合的な課題に迅速な対応を図るため、社会福祉協議会や地域包括支援センターなどが同居する地域共生センターに移転する。	◎障害者相談支援センターのリーフレットを作成し周知していくとともに、社会福祉協議会や地域包括支援センターなど多機関連携による相談支援体制の強化を図る。

7. 高齢者・障害者福祉施設

施設種別／施設数	現状・課題・再編の取り組み状況	今後の方針
老人憩の家 ／10施設	○地域の老人クラブを中心とする各種団体で組織された管理運営委員会等により施設が運営されている。 ○利用者の固定化や利用率の低下といった課題がみられる。	◎多世代交流ができる地域コミュニティ拠点施設への転換について検討する。

8. その他社会福祉施設

施設種別／施設数	現状・課題・再編の取り組み状況	今後の方針
岡町北作業所、岡町北店舗 ／2施設	○平成28年度（2016年度）に岡町北作業所は、利用区画を精査を行い、北棟・南棟のうち北棟の解体を実施している。	◎環境改善事業の事業協力者に対する補償という設置目的を踏まえ、今後の施設のあり方について検討する。 ◎当面は現状の規模及び配置を継続する。
地域共生センター（旧福社会館、旧母子父子福祉センター）、庄本複合施設 ／3施設	○旧福社会館は地域共生センター西館として令和3年度（2021年度）に供用開始し、旧母子父子福祉センターを地域共生センター東館として令和6年度（2024年度）に供用を開始した。 ○庄本複合施設は地域福祉活動の拠点として地域のつながりづくりに取り組んでいる。	◎地域共生センターは多分野が共存する複合施設となり、連携した相談支援機能に取り組む。 ◎庄本複合施設の今後の活用について検討を進める。

9. 公営住宅施設

施設種別／施設数	現状・課題・再編の取り組み状況	今後の方針
市営住宅 ／28施設	○豊中市営住宅長寿命化計画に沿って、市営西谷住宅の建替え事業を進めている。	◎長寿命化計画に基づき、効率的な建替・維持修繕に取り組む。 ◎公民連携により、重層的な住宅セーフティネットの構築をめざす。

10. 産業振興・労働・生活関連施設

施設種別／施設数	現状・課題・再編の取り組み状況	今後の方針
とよなか起業・チャレンジセンター ／1施設	○豊中市と豊中商工会議所で構成する運営協議会が運営を行っている。	◎当面は現状の規模及び配置を継続する。
市民公益活動支援センター ／1施設	○令和5年（2023年）2月から庄内コラボセンターで運営を開始した施設。運営管理を市民活動団体に委託している。	◎複合施設である庄内コラボセンター内で事業運営を行っていることから、他施設との協働により、これまでにない新たな取り組みや相乗効果を発揮する。また、市民公益活動団体と地域コミュニティとの交流と協働を進める。あわせて、豊中市の南部に位置していることから、アウトリーチ事業を強化する。 ◎当面は現状の規模および配置を継続する。

10. 産業振興・労働・生活関連施設

施設種別／施設数	現状・課題・再編の取り組み状況	今後の方針
生活関連施設 ／2施設	○消費生活相談・多重債務者相談・就労相談・労働相談などの相談支援を実施している。	◎効果的な就労支援を行うためには、支援対象者の生活の場から近接していることが望ましい。他の施設等と連携し、効果的な就労支援ネットワークの構築と、支援機能の再配置を進める。

11. 環境関連施設

施設種別／施設数	現状・課題・再編の取り組み状況	今後の方針
環境交流センター／2施設	○環境交流センターについて、土地は阪急電鉄株式会社、建物は豊中市が所有している。また、指定管理者制度による運営を行っている。 ○新たな環境学習施設として旧千里少年文化館を暫定的に位置づけた。	◎複合化・多機能化の可能性について検討する。 ◎当面は現状の規模及び配置を継続する。
花とみどりの相談所、 緑と食品のリサイクル プラザ ／2施設	○花とみどりの相談所、緑と食品のリサイクルプラザいずれも業務の見直しや委託化を進めている。	◎当面は現状の規模及び配置を継続する。
蛍ドーム／1施設	○ほたるの夕べを毎年6月に開催している。	◎当面は現状の規模及び配置を継続する。

12. 安全関連施設

施設種別／施設数	現状・課題・再編の取り組み状況	今後の方針
消防庁舎、消防訓練場／10施設	○市内全域の消防力の均衡化や、消防庁舎の耐震化は図られているものの、建築後 40 年以上が経過しているうえに手狭な施設も多く、消防車両や消防資機材等の配置・維持管理において課題がある。	◎南消防署小曾根出張所については、道路の高架下であり、振動等に対する環境改善が必要であることに加え、老朽化が著しいことから、移転改築について検討する。 ◎老朽化が進み、大規模改修や建替えが必要となる時期を見据えつつ、近隣市との広域連携による施設の有効活用について、引き続き検討を進める。
消防分団屯所／19施設	○地域共生センターの竣工に伴い、併設する桜塚分団屯所を再整備し、運用を開始した。 ○他の公共施設等と合築している施設が多いため、他部局と連携しつつ検討を行う。 ○とよなか起業・チャレンジセンターを解体し、併設していた蛸池分団屯所の建替工事が完了した。 ○大池分団屯所の建替工事を現地で進めている。	◎老朽化している施設については、規模・立地等をふまえ、計画的に改修等の検討を進める。
中央防災倉庫／1 施設	○中央防災倉庫は熊野田公園内に位置する。この他、各小学校や公園などに備蓄倉庫及び防災資機材庫を設置している。	◎中央防災倉庫を備蓄倉庫の拠点と位置づけながら、既存施設を活用した物資の分散配置も進める。

13. 集会・コミュニティ施設

施設種別／施設数	現状・課題・再編の取り組み状況	今後の方針
地区会館 ／55施設	○財産区財産を財源として建設及び維持管理を行うことを原則としているが、財産区財産が尽きている施設も存在する。 ○住民で組織された管理運営委員会が運営している。	◎市全体として集会機能を有する地域コミュニティ拠点施設の再整備を検討する中で、地域における既存施設の役割を整理し、再編対象施設を選定する。
共同利用施設 ／34施設	○航空機騒音で日常生活を阻害されている住民が集会・学習・保育・休養などに利用する施設。 ○建物・設備の老朽化の課題に加え、運営方式（管理人の住み込み方式や地元住民で組織された管理運営委員会が運営する方式等）の見直しが課題。 ○再編・建替えについて第一種騒音対策区域の内外ごとに方針化し、地元の管理運営委員会への説明・意見交換を進めるとともに、「大阪国際空港周辺地域整備構想（令和4年（2022年）3月）」に位置付けた。	◎「大阪国際空港周辺地域整備構想（令和4年（2022年）3月）」に位置付けた以下の再編方針により進める。 ・第一種騒音対策区域内：騒音対策施設として、設備の充実や建替え、管理人など運営方法のあり方の検討を進める。 ・第一種騒音対策区域外：地域コミュニティ拠点施設再編の中で検討する。

14. 庁舎・事務所等

施設種別／施設数	現状・課題・再編の取り組み状況	今後の方針
文書書庫 ／ 2 施設	○長期保存文書が多く、文書量は増加傾向にある。 ○文書書庫以外に、小中学校等の空きスペースに文書簿冊を分散保管している。	◎書庫全体の活用状況を精査し、不要書類の廃棄を促し、必要とされる保管スペースの圧縮を図る。 ◎施設再編により新たに生じる余剰空間を活用することにより、現在分散保管している文書簿冊の集約化をめざす。
デジタル戦略課 ／ 1 施設	○ビル 4 階の事務室借上げを令和 3 年度（2021 年度）で終了し、デジタル戦略課を同ビル 6 階に集約した。	◎システムのオープン化や、仮想サーバ集約化、庁内における業務分担の見直しを進めながら、機能移転及び規模縮小の可能性について検討する。
パスポートセンター ／ 1 施設	○市全域からアクセスしやすい立地であるが、ルシオーレビルを借り上げているため、借上料や管理費の負担が大きい。	◎本庁舎を含む他施設への移転等についても検討を進める。
市役所出張所 ／ 2 施設	○北部、南部に各 1 施設を配置。庄内出張所については、複合施設として新たに整備された庄内コラボセンター内に配置された。	◎新千里出張所については、当面は現状の規模及び配置を継続する。 ◎庄内出張所については、当面は現状の規模及び配置を継続する。
福祉事務所分室 ／ 1 施設	○福祉事務所分室は、旧庄内出張所への移転が完了し、令和5年（2023年）11月27日より生活保護業務を行っている。	◎当面は現状の規模及び配置を継続する。
環境事業所（ごみ収集拠点） ／ 1 施設	○ごみ収集拠点の統合により、元中部事業所 1 施設に集約化を行い、名称を環境事業所とした。	◎緊急物資の備蓄など、災害時を想定した機能付与等についても検討の余地がある。 ◎当面は現状の規模及び配置を継続する。

14. 庁舎・事務所等

施設種別／施設数	現状・課題・再編の取り組み状況	今後の方針
公園作業事務所（大門公園） ／1施設	○花とみどりの相談所（豊島公園）との連携体制、事務分担について見直しを行った。 ○耐震基準を満たしていない倉庫の解体完了済み。	◎公園の使用許可など、窓口業務も取り扱っているため、来庁者の利便性も考慮しつつ、維持管理業務拠点の集約化や整理について検討する。
庁舎、事務所等 ／2施設	○庁舎保全計画に基づき、予防保全工事を実施することにより長寿命化を図っている。 ○執務スペース、会議室、倉庫機能、書庫等の不足に対応しながら、想定耐用年数後の本庁舎のあり方や近隣庁舎機能の集約化について基礎となる考え方を整理し、方針や用地の確保等について検討する必要がある。	◎想定耐用年数を踏まえ、まずは現施設の安全性能の維持・向上に努める。併せて、将来的に必要となる本庁舎のあり方や近隣庁舎機能の集約化について基礎となる考え方を整理する。
都市基盤部維持修繕事務所 ／1施設	○稲津分室と勝部分室の2施設あったが、事務所の統合により勝部分室1施設に集約化した。	◎各種業務の委託化により施設を集約することで、人員、維持管理等の効率化が進んでいる。 ◎当面は現状の規模及び配置を継続する。
上下水道局庁舎 ／1施設	○定期的に建物設備点検を実施し、計画的に修繕等を実施している。 ○地方公営企業会計において、局庁舎建て替えを見据えている。 ○現地で建替えをする場合は、用途地域不適合に係る課題の整理や代替施設も必要となる。	◎本庁舎も含めた庁舎系施設の更新と一体的な検討を行う。

15. その他施設

施設種別／施設数	現状・課題・再編の取り組み状況	今後の方針
文化財収蔵施設 ／ 2 施設	○文化財の暫定的な保管場所旧原田学校給食センター等から、旧庄内文化センター、旧庄内保健センターへ移転した。	◎文化財収蔵施設については、庄内保健センター跡の一部を転用したが、引き続き今後の施設再編に伴って順次確保する。
文化財建造物／ 3 施設	○国指定名勝西山氏庭園（国登録有形文化財西山家住宅）は、文化庁・府と協議しながら、令和6年度（2024年度）より本格的な保存修理に取り組む。 ○府指定文化財旧新田小学校は、大阪北部地震後の緊急的な保存修理後、耐震補強設計を完了しているが、本格的な保存修理に至っておらず、限定的な公開にとどまっている。 ○市史跡原田城跡・国登録有形文化財旧羽室家住宅は、整備後、適宜部分修繕を行いながら、市民協働による一般公開を行っている。	◎西山氏庭園・西山家住宅は、整備のための保存修理に取り組みつつ、可能なところから特別公開を始めとする本格活用を実施していく。 ◎旧新田小学校については、本格的な保存修理に向けて府と協議するとともに、保存修理までの間については、限定的な一般公開を継続していく。 ◎市史跡原田城跡・国登録有形文化財旧羽室家住宅は、現状を維持しつつ、将来的には経年変化に伴う保存修理を行う必要がある。 ◎いずれの建造物も、施設敷地内の維持管理に努めるとともに、指定登録文化財として文化財の本質的価値を損なわないよう、保護を図っていく。

15. その他施設

施設種別／施設数	現状・課題・再編の取り組み状況	今後の方針
青少年運動広場／1施設	○螢池北運動広場の東屋は、個人やサークル団体等の利用があるものの、施設の老朽化が進んでいる。	◎今後も、豊中市立螢池北青少年運動広場条例に基づき、地域に開放されるよう維持管理するとともに、市の指定緊急避難場所に指定されていることもあり、老朽化が進む施設の修繕又は改修を検討していく。
駐輪場／1施設	○庄内駅前庁舎に自転車駐車場として100台分を公益財団法人自転車駐車場整備センターに貸している。	◎当面は現状の規模及び配置を継続する。

1. 豊中市公共施設等総合管理計画の見直しについて

「豊中市公共施設等総合管理計画」の見直しは、計画当初は中間年度の令和10年度(2028年度)に行うことになっておりましたが、昨今の社会経済情勢の変化による政策動向や市民生活に即した行政需要への対応や物価上昇に伴う改修更新経費の増大など、策定時と比べ基本的な与件において差異が生じています。

そのため、予定を2か年早めて見直しすることとしました。

2. 諮問について

現計画の目的である公共施設によるサービスが将来にわたって安定して維持できる持続的な仕組みを構築し、未来につながるまちづくりとしての、公共施設のマネジメントについて、社会経済情勢の変化に即した見直しするため、ご意見、ご見解のご教示をお願いいたします。

●「見直し」の方向性について

●投資的経費の平準化、物価高騰の反映

- ・将来の行政サービス需要を踏まえたマネジメント方針のあり方
- ・公共施設サービスを持続提供する方策について

●行政サービスの充実

- ・市民が利用する公共施設の機能について
- ・市民が利用しやすい施設(建物)について

3. 現状把握・分析をふまえた「見直し」の方向性について(資料5)

このほど現状把握と現状分析を行い見直しの方向性を議論の参考を目的にまとめました。

諮問(答申)スケジュールについて

資料4

項目	令和7年度（2025年度）								令和8年度（2026年度）											
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画の検討状況	現状把握・分析・方向性			骨子案			計画素案(概案)			計画素案			修正素案			改定 計画				
公共施設等有効活用 委員会		● 16（第3回） 見直し諮問			● 1（第4回） 見直し議論		● 2（第5回） 見直し議論			○(予定) (R8年第1回) 見直し議論			○(予定) (R8年第2回) 見直し議論		● 答申 (R8年第3回) 見直し答申					
市民アンケート パブリックコメント					↔ 市民アンケート										↔ パブリックコメント					
公共施設等総合管理計画 (改定計画)																● 公表				

公共施設等 総合管理計画 中間見直し

現状把握・分析をふまえた
「見直し」の方向性について

令和7年(2025年)9月 財務部 資産管理課

中間見直しにあたっての分析アプローチ

1

現状把握

- 計画進捗実績 令和6年度(2024年度)で施設総量△4%削減 3
- 本市人口は現状の40万人を維持する推計 6
- 策定時より建設単価は高騰 7



2

現状分析

- 経費推計モデルの見直し 8
- 経費推計の見直し結果 9



3

見直し
方向

- 投資的経費の平準化 10
- 行政サービスの充実 10
- 物価高騰の反映 10

1. 現状把握

計画進捗実績 1

毎年個別施設計画を更新することで、公共施設マネジメントの進捗管理を行っています。

令和6年度(2024年度)時点の進捗は施設総量の4%削減です。

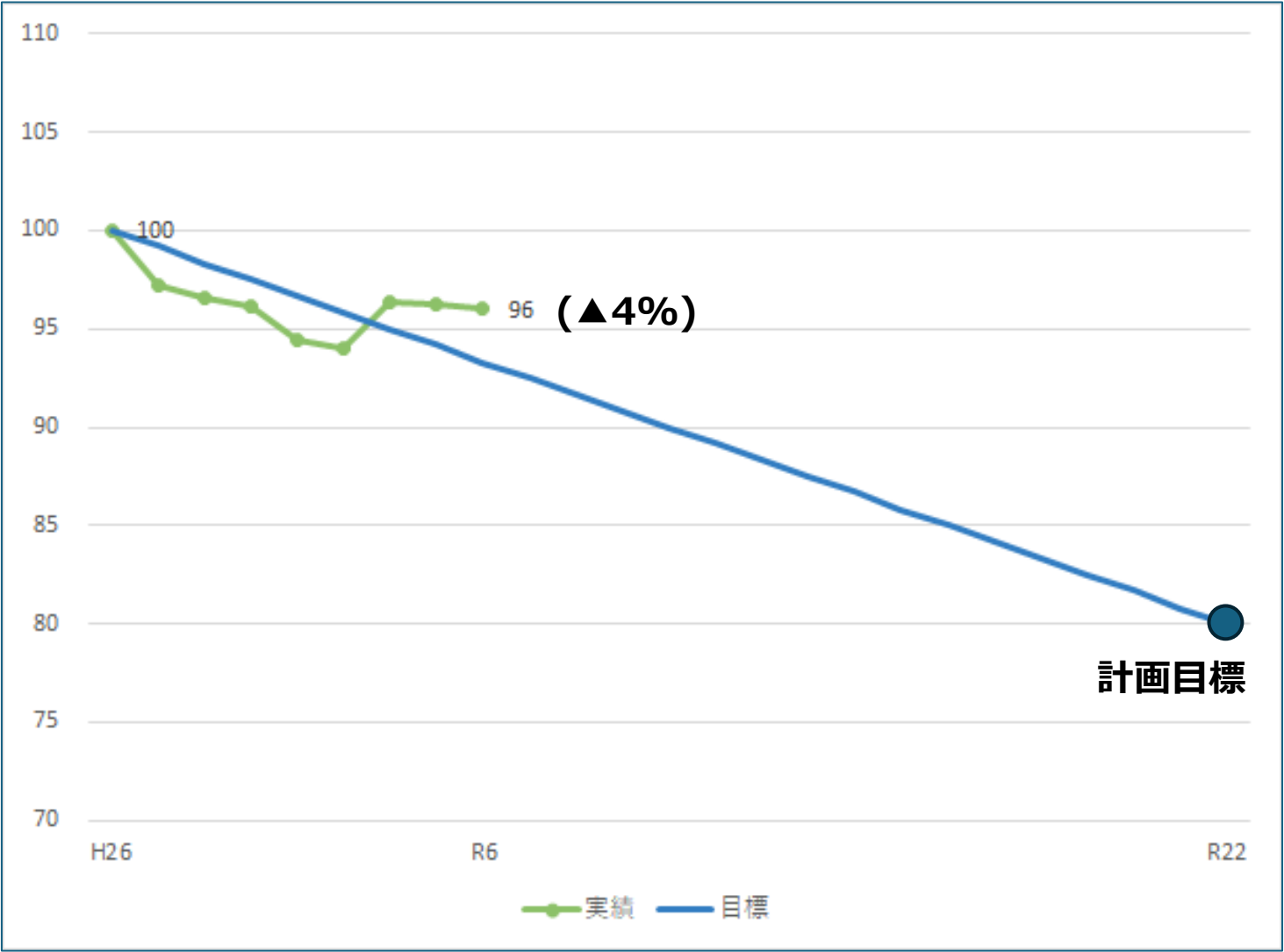
令和22年度（2040年度）までに計画目標を達成すべく努力していますが、行政サービス需要に応じた統廃合により、施設総量が増減しています。

令和6年度(2024年度)までの主な取組

取組	施設名	規模	効果
新規取得	文化芸術センター	15,817㎡	面積増
	庄内さくら学園	20,214㎡	
	庄内コラボセンター	4,761㎡	
用途変更	旧庄内さくら学園中学校	7,943㎡	スポーツ施設 へ暫定利用
	旧野田小学校	8,674㎡	
	旧原田学校給食センター	2,747㎡	不動産証券化 事業でその他 施設へ

施設総量の推移

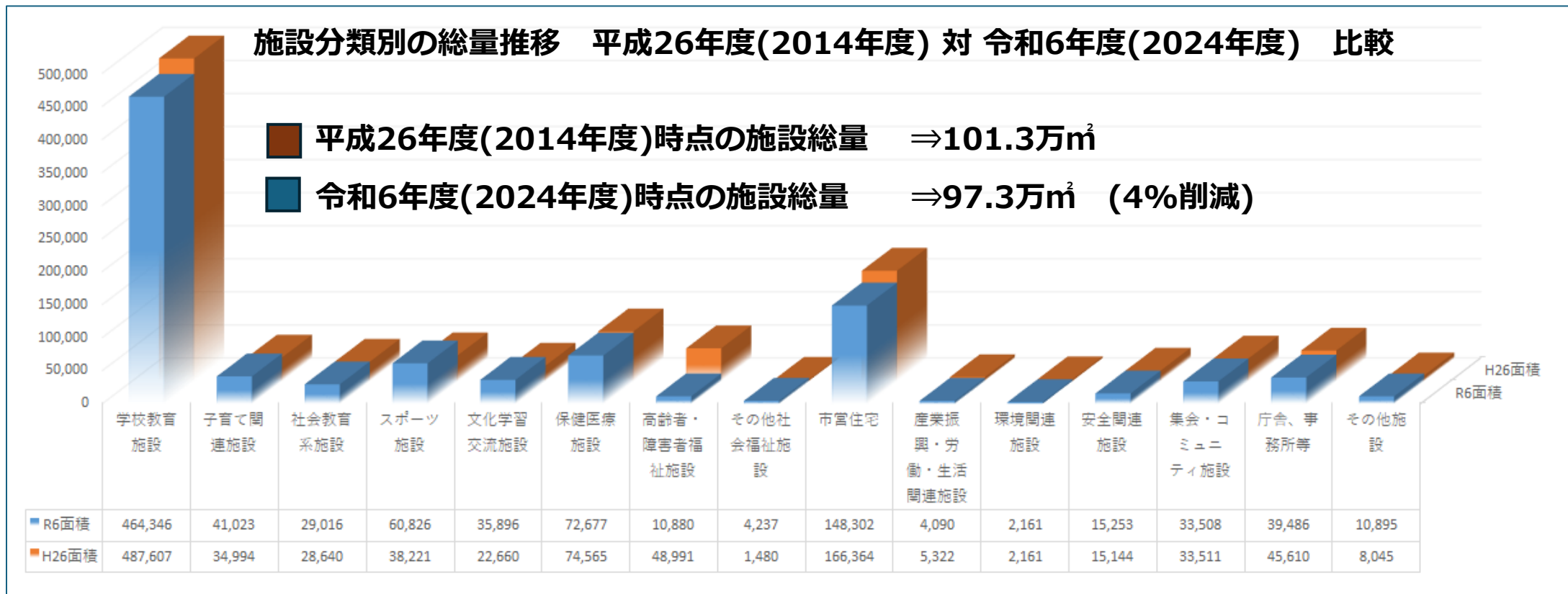
計画期間：平成29年度(2017年度)～令和22年度(2040年度)
基準年度：平成26年度（2014年度）



1. 現状把握

計画進捗実績 2

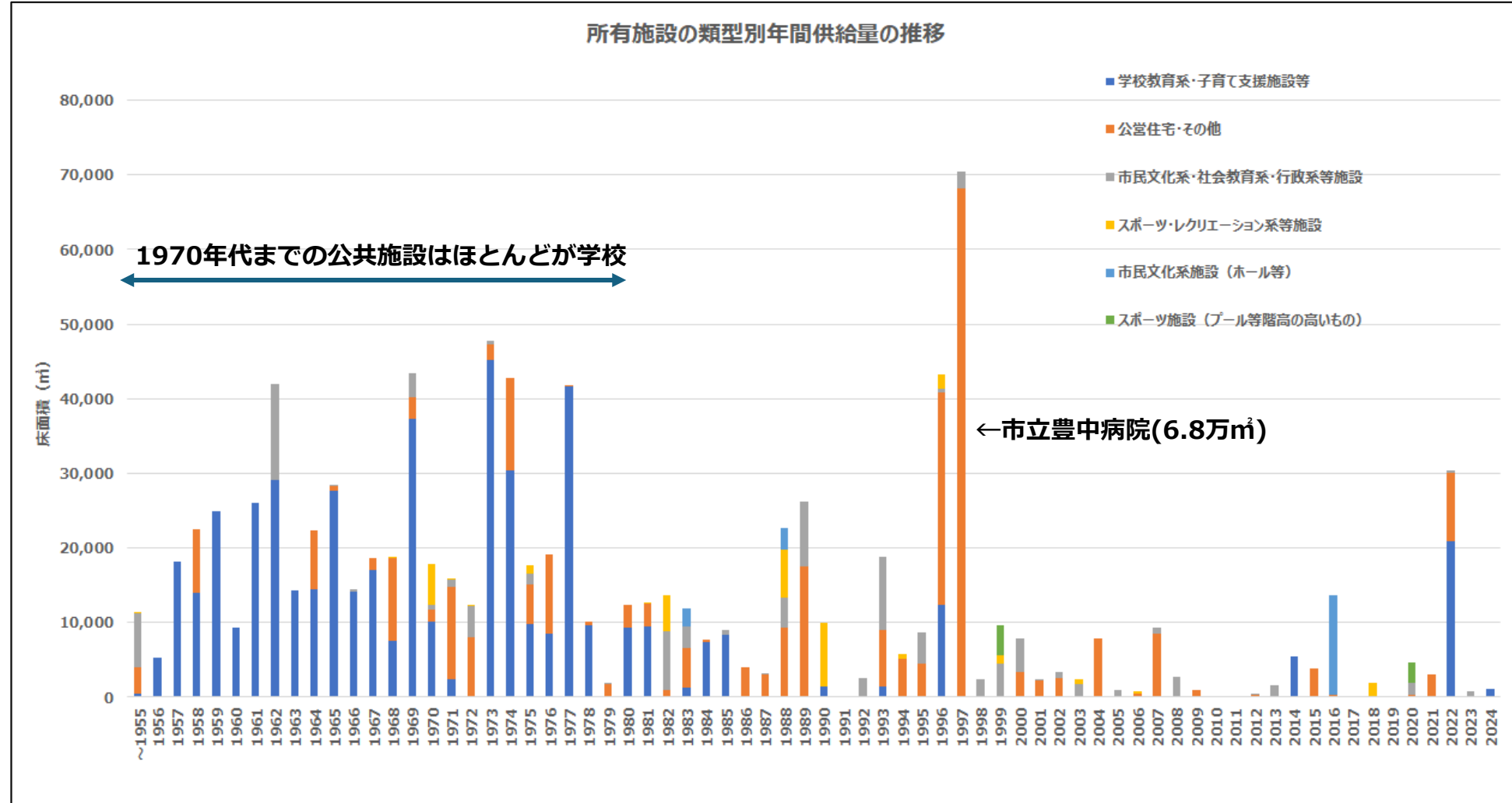
- 公共施設の多くは学校教育施設(48%)と市営住宅(15%)です。
- 学校施設の統廃合を行っていますが、校舎の除却に至っていないため減少量は5%に留まっています。
- 学校の統廃合は、保護者、関係機関、団体、地域の方々のご理解とご協力のもとに進めていますが、移行期間が必要なため、施設再編に時間を要しています。
- 多くの施設で老朽化が進展していますが、施設の維持管理は事後的になることが多い状況です。



1. 現状把握

所有施設の年間供給量の推移

- 1970年代までに建設した学校施設は、築50年以上を経過し、逐次、建替え時期を迎えます。
- 1997年には市立豊中病院(6.8万 m^2)が建設されました。



1. 現状把握

行政サービス需要＝将来人口推計

計画策定時と現時点で将来人口推計の想定が異なります。
今後は行政サービス需要の実態に合わせて、公共施設マネジメントの推進が求められます。

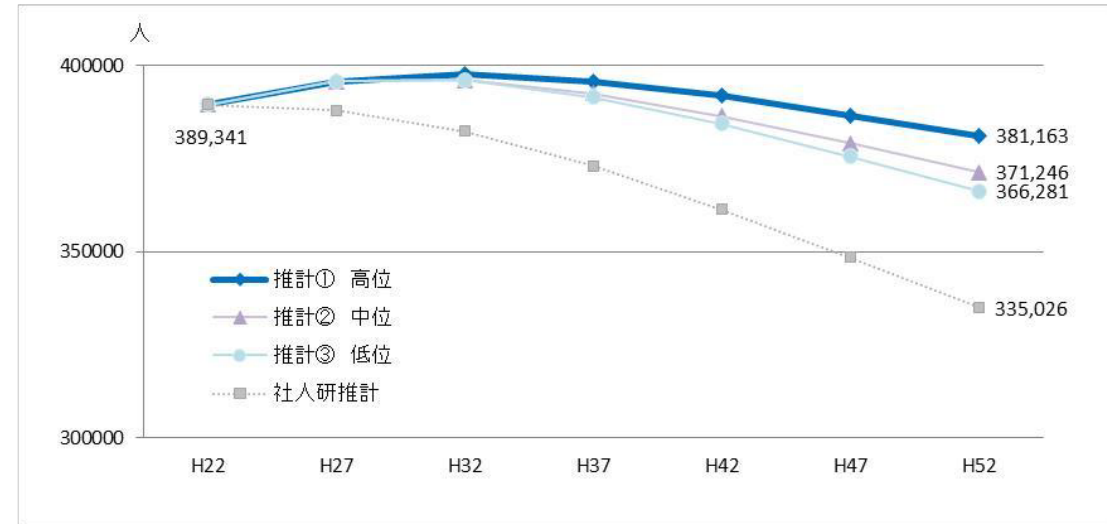
計画策定時

- 平成27年（2015年）「豊中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」では、右上グラフの豊中市推計①のとおり平成32年（令和2年（2020年））をピークに人口減少を想定していました。
- 平成52年（令和22年（2040年））には38万人となることを想定していました。

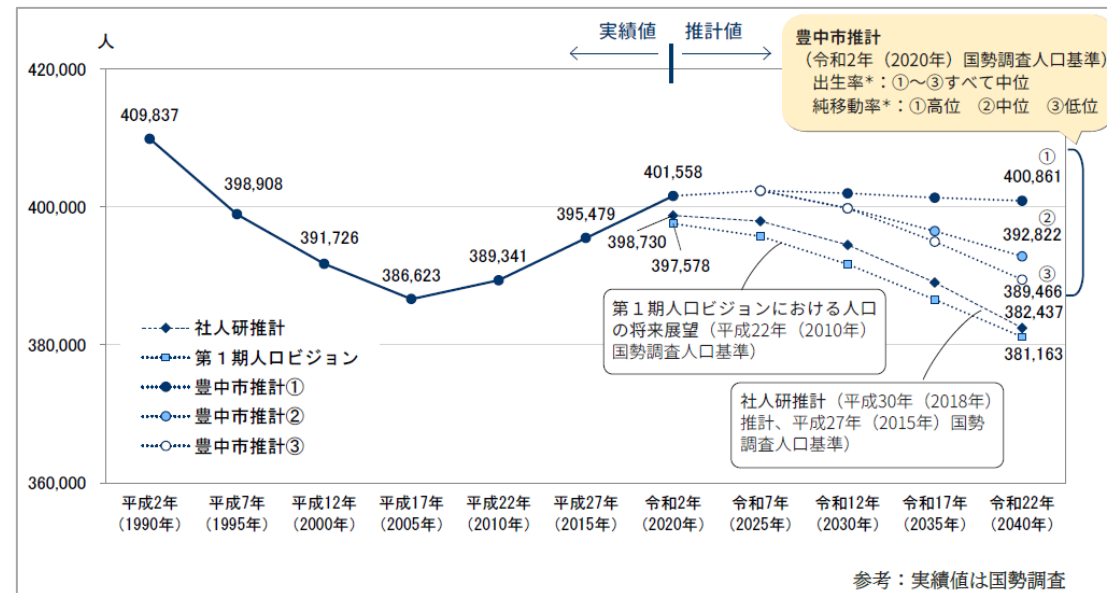
現時点

- 令和5年（2023年）3月の人口ビジョン（改訂版）では、右下グラフの豊中市推計①のとおり現状の40万人を維持することを想定しており、計画策定時と比較して人口減少しない推計です。
- 今後は40万人をベースとした行政サービス需要への対応が求められることが想定されます。

計画策定時 平成27年（2015年）「豊中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」



現時点 令和5年（2023年）「豊中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」

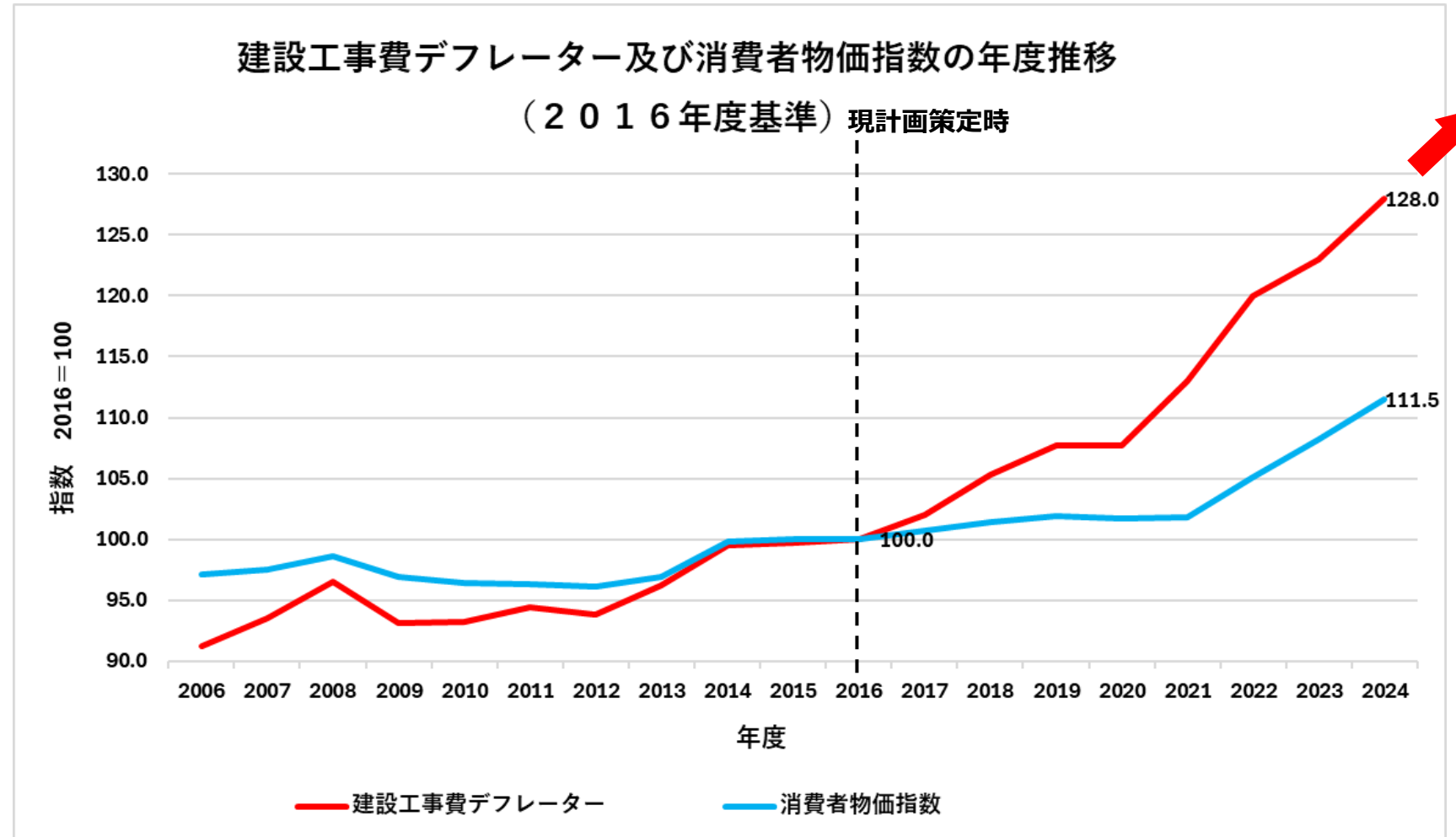


1. 現状把握 物価上昇

現計画策定の平成28年度（2016年度）と比較すると令和6年度（2024年度）の建設工事費は28%上昇しています。

現計画策定当時と比較して、建設工事費は加速的に高騰しています。

- 右のグラフは近年の物価上昇を示したものです。
- 消費者物価指数と建設工事デフレーターの上昇率を比較しました。
- 建設工事費デフレーターとは、建設工事の費用変動を測るための指標で、国土交通省が毎月作成・公表しています。
- 建設工事は一品生産的な特性を持つため、一般的な製品のように市場価格で変動を捉えることが難しく、労務費や資材費などの構成要素を基に算出されるものです。



※令和4年度（2022年度）～令和6年度（2024年度）の建設工事費デフレーターは暫定値

2. 現状分析 経費推計モデルの見直し

更新単価の見直し

計画策定時の単価をもとに、直近の工事実績や物価上昇をふまえて見直しました。

施設類型	計画策定時 単価 (千円/㎡)	令和7年 見直し単価 (千円/㎡)
文化・社会教育・行政系施設	400	700
市民文化系施設（ホール等）	-	1,063
スポーツ施設 （プール等階高の高いもの）	-	758
その他スポーツ施設	360	630
学校教育・子育て支援系施設	330	578
公営住宅・その他	280	490

改修内容の見直し

- 阪神淡路大震災以降、行財政改革の推進等で計画的な改修が図れませんでした。
- これから新しい施設も増えるため、予防保全の改修工事の充実を図ります。

工事種別	躯体	防水・外壁	内装	電気設備	機械設備
建設(更新)	●	●	●	●	●
大規模改修		●	●	●	●
中規模改修		●	▲	●	●

凡例 ● : 実施 ▲ : 状況により実施

目標耐用年数の見直し

目標耐用年数を一律70年から構造種別ごとに見直しました。

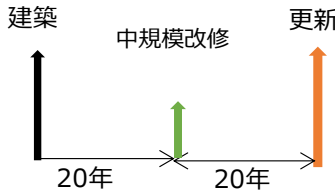
構造種別	目標耐用 年数
鉄筋コンクリート造	80年 (※60年)
鉄骨鉄筋コンクリート造	
重量鉄骨造	60年
軽量鉄骨造	40年
コンクリートブロック造	60年
木造	40年

※平成6年度（1994年度）以前に建設した建物は、劣化度を考慮して、80年目の建替えとせず、機能更新を図るため建設後60年で建替えます。

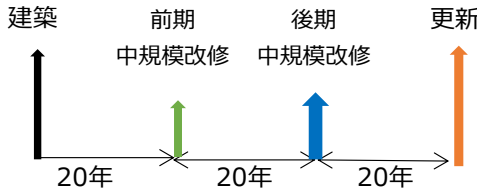
改修・更新周期の見直し

改修・更新の標準周期図

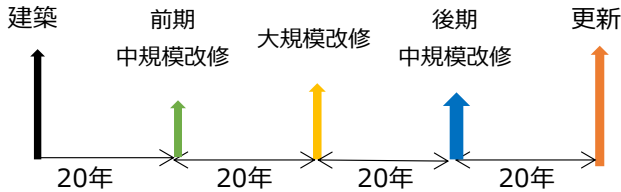
40年更新周期



60年更新周期



80年更新周期



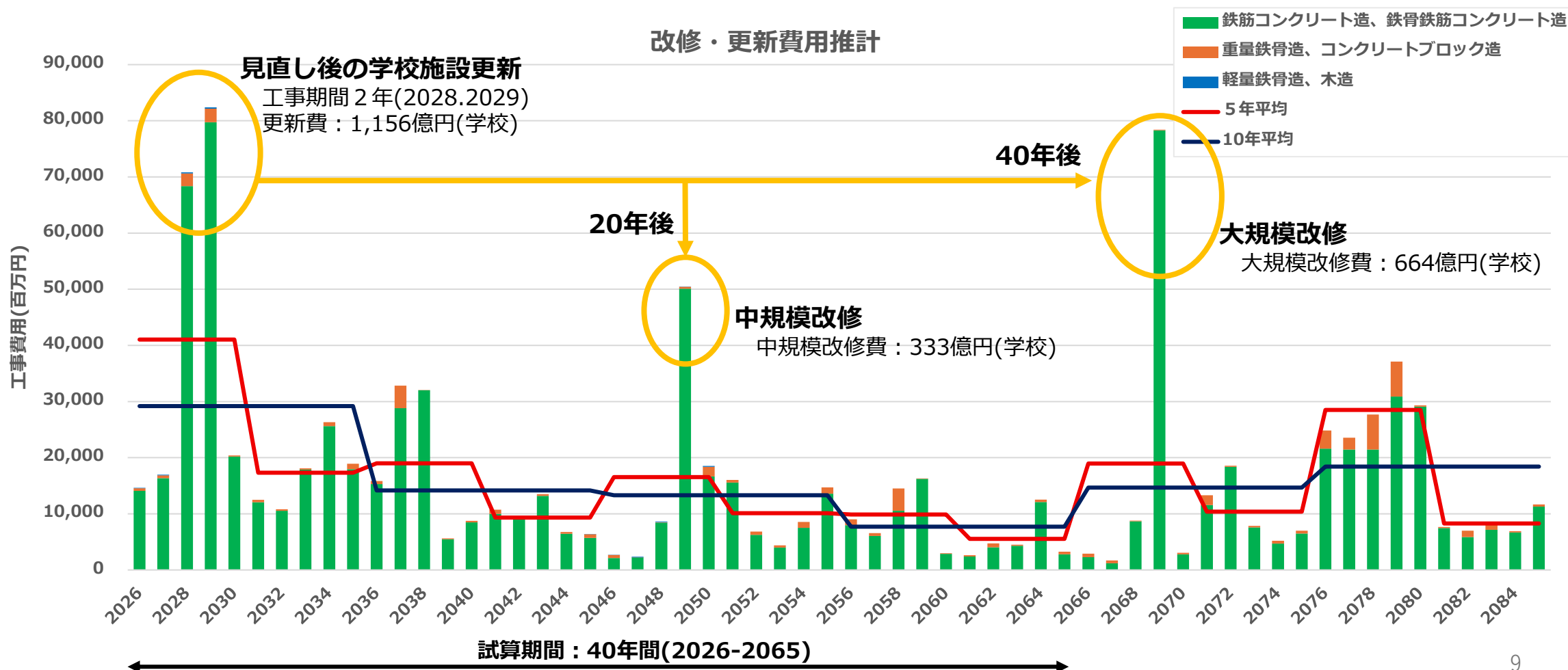
2. 現状分析 経費推計の見直し結果

40年間の修繕・更新経費を見直しました。

現計画平成28年（2016年）～平成67年（令和37年（2055年））：総額3,732億円 年平均93.3億円
 経費推計見直し後令和8年（2026年）～令和47年（2065年）：総額6,377億円 年平均159億円

1.7倍

築60年超の学校施設が試算期間当初に、一斉に更新時期を迎えるため、費用が嵩みます。



3. 「見直し」の方向性について

- 現状把握と現状分析を踏まえて、中間見直しでは3つの観点から検討を行います。

1

投資的
経費の
平準化

これまでは阪神淡路大震災や行財政改革の推進等を優先して公共施設への手厚い維持管理が賄えていませんでした。

今後は、改修・更新周期の見直しなど、予防保全の充実を踏まえて、個別施設計画に反映させます。

財政事情を考慮して、行政サービス水準を維持しながら投資的経費の平準化を図ります。

2

行政
サービスの
充実

人口は現在の40万人を維持することを想定していますが、今後も人口推移を追い、それに合わせた行政サービスの充実を図ります。

未来への投資実現チーム※を含む庁内全体で、施設の効果的・効率的な適正配置を検討します。

建替え等を実施する際は、コスト削減と共に施設の複合化、多機能化、縮充、公民連携などを検討します。

3

物価高騰
の反映

中間見直しの将来経費推計において、更新単価の見直しの際、物価上昇を織り込んだ計画とします。

上昇率や織り込む期間については検討します。

※学校施設の再整備などを確実に実行するため、整備手法の検討および方針の策定を行うとともに、財源確保について検討するプロジェクトチーム。

豊中市公共施設等有効活用委員会に係る規則等について

1. 豊中市公共施設等有効活用委員会規則

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年豊中市条例第38号）第2条の規定に基づき、豊中市公共施設等有効活用委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営その他委員会について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、公共施設等の有効活用について調査審議し、その意見を答申するものとする。

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1）学識経験を有する者

（2）市民（市の区域内に事務所又は事業所を有する者、市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市の区域内に存する学校に在学する者を含む。）

3 前項第2号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合にあっては、2年の範囲内において別に定めることができる。

2 委員は、前条第2項第2号の委員を除き、再任されることができる。

3 市長は、特別の理由があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の定めた委員が、その職務を代理する。

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第8条 委員会の庶務は、財務部資産管理課において処理する。

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この規則は、平成25年6月3日から施行する。

- 2 この規則の施行後最初に招集される委員会並びに委員長及びその職務を代理する者に事故がある場合その他委員長の職務を行う者がいない場合における委員会の招集及び委員長が決定されるまでの委員会の議長は、市長が行う。

附 則（平成27年3月25日規則第20号抄）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月24日規則第62号）

- 1 この規則は、平成30年11月1日から施行する。
- 2 他の規則の一部改正〔略〕

附 則（平成31年3月22日規則第33号抄）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月21日規則第56号）

- 1 この規則は、令和4年11月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日規則第14号抄）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2. 豊中市情報公開条例(抜粋)

(会議の公開)

第23条 附属機関等の会議(法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。)は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、非公開とすることができる。

- (1) 不開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 物理的な妨害行動等が客観的に予測され、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合

3. 審議会等の会議の公開の実施に関する要領(抜粋)

第2 公開、非公開の決定

- 1 審議会等の会議の公開、非公開については、条例に基づき、当該審議会等がその会議において決定するものとする。ただし、新たに設置される審議会等であって、審議会等の設置の趣旨、目的等から当該審議会等の会議を公開することが条例に基づき明らかな場合は、当該審議会等を設置する執行機関が会議を公開することを決定することができる。